

第六十三回 参議院建設委員會會議錄第十号

昭和四十五年四月七日(火曜日)  
午前十時二十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 大和 与一君  
理事 上田 稔君  
大森 久司君  
奥村 悦造君  
松本 英一君

委員 小山邦太郎君  
斎藤 昇君  
高橋文五郎君  
塚田十一郎君  
中津井 真君  
柳田桃太郎君  
米田 正文君  
田中 一君  
松永 忠二君  
二宮 文造君  
宮崎 正義君  
高山 恒雄君  
春日 正一君

國務大臣 建設大臣 根本龍太郎君

政府委員 法務省民事局長 新谷 正夫君  
建設政務次官 田村 良平君  
建設大臣官房長 志村 清一君  
建設省都市局長 竹内 藤男君  
建設省道路局長 養輪健二郎君  
建設省住宅局長 大津留 温君  
消防庁長官 松島 五郎君

事務局側

常任委員会専門員 中島 博君

説明員

法務省民事局参事官 貞家 克巳君  
農林省農林經濟局長 森 整治君  
通商産業省工業技術院標準部長 久良知章君  
建設省住宅局長 前川 喜寛君  
建設省住宅局市街地建築課長 高瀬 三郎君

本日の會議に付した案件

○建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
○委員長(大和与一君) ただいまから建設委員會を開会いたします。

前回に引き続き、建築基準法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑がある方は、順次御発言を願います。

○宮崎正義君 大臣も十時五十分には行かれるというので、またその後には大臣に対しては御質問をしたいと思います。とりあえず今回の改正案の眼目となつておりますものを大きく分けますと、第一には違反建築物対策の推進、第二には大規模建築物における防災対策、あるいは第三には都市建築物の用途の純化と土地の利用の促進というふうに、三つの柱のようになっていと思ひます。それに、ほかに雑則に関する規定であるというふうになつていふように思ひますが、先般来閣議決定を見ております新全国総合開発計画によれば、昭和六十年における市街地人口は約八千四百万人に増加してくるであらう。その総人口に占める割合は約七〇%に達すると見込まれてい

というものであります。これに対応する市街地面積は現在の約二倍の規模になつていふと考えられております。今回のこの三つの柱による改正は、このような都市化の趨勢に十分対応していける大臣のお考えなのか、そういうものを最初に伺つておきたいのです。

○國務大臣(根本龍太郎君) 新全国総合開発計画に関連しまして、今度まあ社会経済發展計画も近く決定を見ることが思ひます。一応いま御指摘ありましたような総合政策をもちまして、でき得るだけ過疎過密を緩和していくという方向ではありますけれども、やはり現実の趨勢は都市化というものは相当それでも進んでいく。それに対応しまして、やはり都市化が機能的にもまた人間の生活の面からもそれを保証していかなければならないというふうな観点から、いま御指摘になりましたように、この建築基準法等もそれに対応する構想をもつてやつてまいるわけでございまして、その意味においては、大体この程度において吸収できると、こゝろまあ考へていふ次第でございまして。

○宮崎正義君 そこで、新都市計画法と今回の建築基準法と、いま大臣のお話もありましたように、これは当然、車でたとえてみれば、両輪のような形になつていふと思ひます。したがって、この法律の実施面をどう運行していくか、この関係性について非常に重大な問題点が、私はこれから質問をこまかく分析して、この問題について分析していくようになつていふのであります。したがって、いま大臣の基本的なこの関係性について、運営についての考へ方を最初に伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(根本龍太郎君) いま御指摘になりましたのは、非常に大事な点でございまして、従来は建築基準法なるものをつくつても、それがいわゆる各地方自治団体の建築主事にまかせ切りみた

いな形になつていくために、非常にこの建築基準法が技術的にそうして孤立的にこれが運営されていっている。そういう関係から、いろいろの違反建築をただあげるとか何かというところがやられておつたけれども、そうではなくして、いまの都市機能というものを十分にこれは確保しつつ、災害もなくしかつ生活環境をよくするということになりまして、一番ベースになるのは、やはりある意味においては都市計画法であり都市再開発の構想である、その上に建築基準法が裏づけしていく、こういうふうになるわけでございまして。そうなりますと、いわゆる地方自治体自身が相当都市計画というものと基準法を相關的にこれは運用してもらわなければならない。その意味で行政指導ということも相当じやうずにやらなければならぬと思ひます。なお、またこれに関連していま宮崎さんから御指摘になりましたように、これは文教関係の学校関係とかあるいは公衆衛生関係、こういうものとかも合わなければ、これまた非常に縦割りの弊が出てくると思ひますので、その意味におきまして今後は関係省庁と十分に連絡をとるのみならず、地方自治体においてもそうした形において運営してもらつたようにこれから行政指導しなかつたやらない、こう考へておる次第でございまして。

○宮崎正義君 大臣のいまのお話にありました都市計画法に従属して建築基準法をさせていく行き方にしていくのだというお話がありまして同時に、あとで私は詳細に局長のほうにお伺いする予定でございすけれども、その端のあたりにあつていふのが五十四条の改正内容等が非常に目につくところでありまして。建築基準法の法の設定から見まして、先にやつたものを今度あとにつけていく。まあ卑近なことばで言えはそういう形になつていくということなんですが、それでいいかどうか

かということですね。この点を伺っておきたい。  
○国務大臣(根本龍太郎君) 相関関係がございませうけれども、すでに相当現実の都市化がかなり無秩序にいままで展開しておる。そういう状況でありますために、論理的に時間的にびしっととうまうまいかなというところが現実の行政であり生活面でございますので、その点を先ほど申し上げたように、行政指導で調整をとっていかねばいけないと思ふのでございませう。そのために市街地再開発のこともやらねばならぬと思ふし、そうしないといま御指摘のような矛盾が出てくると思ひますが、事務局から一応その点について御説明いたさせたいと思ひます。

○政府委員(大津留温君) 宮崎先生御指摘のとおり、都市計画法と建築基準法は、車の両輪の関係だと思ひます。都市計画のほうは都市全体をいわば大局的にその骨格を定めていく、建築基準法のほうはいわばその都市を構成する主要な要素である建築物の個々を規制していく。その両者がうまくかみ合つて町づくりが行なわれる、こういう関係にございませう。いろんな面でそういう関係が出てくるわけでございませうが、一つはこの用途地域の指定あるいは都市計画の街路、公園等の都市施設の配置、こういうものは都市計画として決定されます。都市計画法に基づいて決定されます。その用途地域の区分がなされた中におきまして、どういう形の用途の建築物がどういう形において建築されることが許されるかというの建築基準法で規定をし、それに基づいて個々の建築が行なわれる際に建築主事それが確認する、こういうたてまえになっております。また今回の改正で予定しております容積制を各地区ごとに定めるわけでございませうが、これをきめるのは、すなわちその地区におきます街路その他の都市施設との関係を考慮いたしまして、その都市施設に見合う人口容量をその地区に入れるということ、で、そういう形がなされるわけでございませう。なおたとえ都市計画街路は、先ほど申しましたように都市全体の有機的な機能を考慮して決定され

まして、その都市計画街路に囲まれた一街区内の最大なといひますか、こまかい指導は、建築基準法に基づいて建築主事が認定するという関係で都市が構成されていく、こういう関係になっております。

○宮崎正義君 しかれば建築基準法というものが二十六年ころから設定されておりましたが、今日に至つてそれがいまおっしゃつたようなことが規定されてないかといへば、そうじゃないんじやないかと思ひます。であるならば、建築基準法そのものを生かされていなかった。これが建築基準法が悪かつたのか、生かされていなかったのか、ここに問題点があると思ふんです。大臣のおっしゃつた自治団体に対する行政指導がいままでは行き届かなかつた。行き届かすべきである、こういうようなのかどうなのか。今日までの建築基準法を中心とした日本の国土づくりというものがどうあつたかということから考え合わせてみて、大臣の御答弁にちよつと私は意に解せない点があるんです。この点はどうですか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 端的に申しまして、私はこの建築基準法の経済的变化に伴う実際から若干遊離しておつたもので、端的に申しますと、土地が非常に高くなつてきた、土地が細分化されてきている。したがつて、従来の建築率でいくととても高いものにつくからというので、これを無視してどんどんやつていく。これを本来ならば、相当な強力な行政措置をとりまして、あるいは不許可になつたもの、あるいはまた基準法違反のものはどんどん執行なりでやるのか、それもやらないといふところに法があつてなきがごとき状況であつたといふことが、私は一つの問題点であつた。そういう点からしてやはりこれは守り得る程度まで現実に合わせていかねばならぬといふことが一点。それから建築主事あるいは監視員等も充実していかなければ、ただ法律があるからこれをやりましたまといふことだけではいけないといふことが一つございませう。それからまたたとえ建築基準法だけあつても、どんどん都市化

していく際に、やはり住宅地域なり、あるいは商業地域なり、あるいは住宅地帯に、これははっきり区分けしていかないと、もう住宅地帯にどんな商業地帯が入つてきたり、工場と住宅と商業地帯が混在しておる、そのために都市公害といふものが出てくる、いろいろの摩擦が出てくるというような点をあわせ考えまして、新都市法並びにその再開発法もつくり、さらにまた計画的な社会投資をしながら環境づくりをしなければならぬといふことで、いま御指摘になりましたように、ただ単に法律をつくつてこれをやれといふことだけではいけないという反省に基づいて、一連の関連の法律とそれから制度を整備して、そして今後の都市化に対する総合的な施策をする、その一環として建築基準法というものを改正していかなければならぬ、こういうふうに考えた次第でございませう。

○宮崎正義君 大臣が行かれるので、この問題はまたあとでおいでになつてからやりたいと思ひます。その留守の間に進めていくことについて質問をして伺つておきたいと思ひます。

御承知のように、大臣もおっしゃつておられるように、都心にだんだんと超高層ビルが建つていく。そうして巨大といふかその地下街も大きく地下の中に広がつていく。周辺は従来からの無秩序な建築物ががちやがちやしている。また市街地を見まして、市街地化のいろいろな法律を出しながら、市街地をどうしていくかといふことも課題になつていく。こうした都市の様相の先ほどお話しがあらましたような激変に伴つて、これは基準法が対処できざる状態ではない。そういう意味の大臣のことばだと思ふのであります。そういう意味の大臣のことばだと思ふのであります。またプライバシーの侵害、こういう社会問題等も起きておりますし、今日では日照権問題が、これも大きな一つの社会問題として引き起こつてきております。この日照権問題についても、先日ここに傍聴に来ておられた方の一人も、ぜひその苦情を訴えてもらいたいといふ話もありました。南側の日の当たる所にば

かつと大きな家を建てられてしまつて、それから年々からだの状態が悪くなつて呼吸器をわずらつてきた、こういったような訴えをしてきました。これは一人の方ではございませう。大きな今日の日照権の問題にも広がつていくわけでありませう。こういう過密市街地を出現させるような結果はだれの責任かと、こういう私は、わかり切つたような質問ではありますけれども、大臣にだれの責任だつたのか、ということをお伺ひしておきたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) これは非常にむずかしい問題でございまして、何としてもこれは社会全体の激変に伴う制度と国民の合意、この二つによつてこれは解決しなければならぬ問題だと思ふのです。現在までの建築基準法は、私もいろいろとございませうが端的に申し上げれば、その建築物が技術的に安全であり、防災の面から見て安全である、そういうことが主眼であつたように私は思ふのです。したがつて、その要件さえ整つておれば、近隣の人にどういふ影響があるかといふことの配慮といふものが非常に少なくなつた。というのは、日本の経済はそれほど大きくなつたために、住宅といへばたいへい平家建てか二階建て、せいぜいせいぜいといふもの、それから工場のようなものがどんどんそのほうに行くといふこともあまりなかつたといふこと、土地もそれほど高くなかつたからやはり人間生活に必要な社会的な一つの基準があつて、そこでみな標準的な生活ができておつた。ところが、そういうことがもう経済の急激な発展と都市集中化といふことが出てくる、そのために都会地が無秩序に、経済力と建築基準に合つておきさすれば、もう土地所有絶対主義的な考え方からどんどんそれがやられてきた。したがつて、これは制度の欠点でもあり、あるいはまた、社会の変化に対応してお互いが調整していくといふよりも、むしろ自分の持つてくる権利をいかに活用して、そして経済的利益を追求するかといふような風潮がこうした現象になつてきたと思ひます。その反省に立ちま

して、やはりこれは建築基準法だけではないか  
ない。そこで土地区画整理、都市再開発等  
手法をやつと、さらにいまのような日照権  
新たな従来の問題にならなかつたものが、一  
の大きな社会的な関心になつてゐる、そう  
のも取り入れた建築基準法というものを  
ければならなくなつてきた、こういうふう  
に考える次第でございます。

○宮崎正義君 申し上げるまでもなく、これ  
春で、春から夏にかけて太陽が相当な私  
活に大きく、健康にも生命にも作用してく  
です。これまでは、わりあい気がつきま  
でも、いままでの冬至は二時間の日照とい  
に言われておりますし、日本住宅公団が大  
市街地に大きな高層住宅を建設して、い  
場合の最低基準、それらが考え方をもち  
やつていくということも聞いておりますし、  
この基準法を設けるにあつて、違反建築被  
者の会という会ができてゐる、その会の方  
も訴えがいろいろあります、芝浦工大ある  
の建築士の方々に頼んで安く住宅をつく  
至の日に夏昼の太陽に相当する二十三・六  
度の光線を当ててみたら、北側の隣家の二  
陰になるといふ実験、昨年四月十九日にこ  
朝日新聞でも報道されてゐるに聞いてお  
したけれども、私どもの国民生活にどうし  
の問題は真剣に今後考えていかねばならぬ  
等を通して、北側斜線制限関係というもの  
が出てきたと思つてゐますが、先ほど大臣  
言われました、都市計画法ベースにして基  
従えていくという考え方、これからの問題  
でいいかわかりませんが、今日現在起して  
いるこの問題についてどうなうに処置して  
かれようとするのか、伺つておきたいと思  
います。

○委員長(大和与一君) 飛行機が少し早く着く  
うになつたそうです。ですから簡単に御答  
ただいて、帰つてゆつたりやつていただき  
○国務大臣(根本龍太郎君) これもまた非常  
にむ

ずかしい問題でございます。そういうふう  
められると、実際には非常にむずかしい問  
さいますが、そういうところの問題について  
きただけ都市再開発を実施していかねば、  
されておつたものが定着してしまつて迷惑  
ておる。こういうような場合、だれの責任  
かといふことをいま追及してもなかなかむ  
い問題でございますので、できるだけそう  
ころに再開発を指導し、それに対する助成  
いかなきゃならぬと考えておる次第でござ  
います。

○宮崎正義君 それでは法務省の参事官の方  
見えになつておられますか。  
○委員長(大和与一君) はい。

○宮崎正義君 この日照権に関する民法上の  
といひますか、そういうようなことをどう  
うにお考えになつておられますか。

【委員長退席、理事松本英一君着席】

○説明員(奥家克巳君) 民事責任の点につ  
し上げますが、日照権、日照の確保とい  
健康な生活を享受するために不可欠なもの  
少なくともわが国の社会では考えられて  
でございます。いわば一種の生活利益と申  
てもよろしいかと思つてございます。した  
まして、こういった利益を害せられた場合、  
はもちろんそれと衝突する他の利益との  
も考えなければならぬけれども、そういった  
生活上の利益が侵害された場合、しかもそ  
侵害が共同生活上やむを得ないと思つて  
ないという限度を越えることになりまし  
は、民法上不法行為といふことになりまし  
法行為上の責任が加害者に生じてくる、こ  
う関係になるかと思つてございます。ま  
常に抽象的ではございますけれども、裁判  
実を見ましても、現在いろいろな事情を考  
まして、たとえば被害の程度がどうか、そ  
れから加害行為の態様がどうか、加害者の

意図がどうか、それから加害地域がどうか  
う場所的な性格を持つてゐるかというよ  
の事情を考慮いたしまして、日照権の侵害  
損害賠償責任を認めてゐる判例がかなり出  
わけでありまして、したがつて、そういった  
所の努力によりまして日照権の侵害に対  
行為責任といふ問題もだんだん形成過程に  
あるいは判例が次第に固まりつつあるとい  
に考えるわけでございます。もちろん法律上  
説明する点につきましては、学説等にお  
きましていろいろ見解の対立があるようで  
ますけれども、その法律的な根拠をどこに求  
かといふことは別として、社会通念上受  
忍の限度を越える日照権の侵害といふもの  
まして、その被害者が私法上救済を求め得  
うことにつきましては、ほぼ学説等も一致  
るようでございます。したがつて、私ども  
いたしましては、裁判所の判例が次第に形  
ていくのを見守りたい、こういうふう  
る次第でございます。

○宮崎正義君 先ほど裁判例があつたとお  
いましてけれども、それは、簡単に、どう  
となのか。

○説明員(奥家克巳君) 判例はかなり出  
す。これはもちろん、最近昭和四十二年  
ら数多く出ているのでございますけれども、  
に古いことを申し上げますと、すでに大正  
年、これは津の当時、安濃津地方裁判所  
おりましてけれども、安濃津地方裁判所の  
で、すでにその萌芽のようなものがある  
ございまして、これは、たしか病院の経営  
に對する採光、通風を、採光でございます  
照をささげられたといふことを理由にいた  
て損害賠償請求をして、それが認められ  
のがございます。それが、まあ文獻によ  
最も古いものでございます。その他のものは  
ぶ戦後でございます。代表的な例を二、三  
し上げますと、昭和四十二年に東京高等  
判決がございました。昭和四十二年の十月

日の判決でございます。これがやはり日照  
る損害賠償を認めた例でございます。こ  
田谷の砦の事件でございます。これは、宅  
もに平家建ての住宅を買ひ受けて居住し  
したところ、南側に建築基準法に違反し  
居け建築をやりました、これは建築基準  
でございます。そういう非常に悪質な被告  
等の増築をいたしまして、原告のほうの  
著しく妨げられたといふ例でございます。  
福岡地裁の昭和四十三年七月十六日の  
います。これもかなり注目すべき判例で  
して、これは福岡市の商業地域に居住し  
告でございますが、その敷地の南側に五階  
高層ビルが建設されたことによりまして、  
照、通風が著しく悪化したといふことで、  
ルの所有者に対して損害賠償を請求した  
ございます。この事件につきましては、裁  
商業地域であり、しかも、これは建築基  
がなかつたのでございますけれども、なお  
加害の態様に着目いたしまして損害賠償  
認めてゐるという例でございます。まあ  
積極的な例を申し上げましたけれども、そ  
が社会通念上やむを得ないといふ理由を  
ます。もちろん裁判が非常にさまざまな  
取り扱つておられます、個々具体的な妥  
めておられますので、抽象的に申し上げ  
ずかしいかと思つてございます。いま、先  
し上げましたように、被害の程度、加害  
ないしは行為の態様、それがどうい  
かといふような点を非常にきまかく判断  
しまして、柔軟な態度でもつて、利益の  
の上に立つて、積極的に裁判所が妥協な  
出すべく努力しておられるといふふう  
は了解してゐる次第でございます。

○宮崎正義君 こういう問題は裁判にな  
題のほうも数限りなくあるだらうと思  
す。その中にはお互ひに示談でやるもの  
しょう。しかし、示談でやつたものではな

は示談にならないわけです。病氣をする人は病氣をしていくようになっていくだろうと思います。いまお話がありました、どれぐらいの件数がございましたか。件数おわかりでしょうか。昨年度か、昨年度がなければ四十三年でもけっこうです。

○説明員(眞家克巳君) 実は事件の数、あるいは内容につきましては、最高裁当局でございまして、とちよつと正確なことは申し上げられないのでございまして、判例集、あるいは外部に出ました判例、これは非常に国民生活上重要な問題でございまして、法律雑誌等は判決があれば必ずそれを取り上げていくのが多いのでございまして、それによりまして、必ずしも判決になった件数というものはそれほど多くはございません。これは全部ではございせんけれども、昭和四十一年ごろから年に数件、判決になってあらわれましたものは数件でございまして、係属している事件あるいは調停等によりまして円満に解決した事件等につきましては、ちよつと私どもの手元ではわかりかねる次第でございまして。

○宮崎正義君 先ほどの世田谷の裁判あるいは福岡の裁判、これはどれぐらいの日数がかかっておるか記録ございまして、判決までの。

○説明員(眞家克巳君) 世田谷の事件で申し上げます、これは昭和四十二年十月二十六日に判決が出ております。それで、事件番号は昭和四十一年でございまして、それほど長くはかかっていないように思うのでございまして。ほぼ一年程度ではないかというふうに考えております。

○宮崎正義君 福岡はどうですか。

○説明員(眞家克巳君) 世田谷の事件でございまして。

○理事松本英一君退席、委員長着席

○宮崎正義君 福岡の商業地域の……

○説明員(眞家克巳君) 福岡のほうはやや長くかかっておりまして、ほぼ三年程度のように記憶しております。

○宮崎正義君 裁判が長ければ長いほど、それま

でにすでに日照の関係で一家の人たち、その周辺の人たちがどれほど苦しい思いをし、肉体を傷つけていかなければならないかということは、想像に余りあると思うのであります。したがって、大正十五年に初めてこの種の問題が、判例があるということでありまして、それから勘案して見ますと、なぜ今日に至るまでこれを取り上げようとしていないか、また、いつ法務当局から、この規定に関する法律というものは、民法でどのように規定されるのか、それがわかれば、いづつ法制化していくか、ということをお伺いしたいと思います。

○説明員(眞家克巳君) 日照権の侵害を目的とする立法措置をいづつやるかというお尋ねでございまして、実はこれは先ほど申し上げましたように、民法上不法行為が成立するということが、ほぼ判例として固まりつつある。もちろん最高裁判所の最終的な判断はございせんけれども、学説、判例等においてきわめて有力になっていくというところは、要するに日照権の侵害、生活利益の侵害ということが不法行為の要件を満たすということになるわけでございまして。そういったした場合に、これを特別の立法によるということももちろん考えられないわけではございせんけれども、行政的な基準を定めるのとはやや性質を異にいたしまして、どうしても私法上の救済を認めるかどうかという点になりますと、ケースは千差万別でございまして。したがって、非常に抽象的な基準を設けて、私法上この限度を越えようと救済される、この限度まではがまんしろというようなことを一律に定めるということは、非常に困難ではないかと思うのでございまして。もちろん民法にも相關関係の規定がございまして、あれによつてすべてがまかなわれていくわけではございせん。あの規定に違反しませんが、不法行為になるとした場合ももちろんございまして、そういつた私法上の利害の対立を解決するための手段といったしまして、硬直な基準を設けるということは、少なくとも私法上の問題といったしまして

は必ずしも適切ではないのではないかと。もしかりに日照、通風等の生活利益の侵害が不法行為とならないというような最高裁判所の判断がありまして、場合には、これは従来の有力説とは非常に違ひますけれども、その保護が現在の民法によりまして得られないという結論になりました場合には、これは政策的に十分私法上の救済をどうするかというところを、検討しなければならぬと思うのでございまして、何ぶんにもいま、先ほどから申し上げておりますように、裁判所は非常な努力をされて、これは努力と申しますのは、無理なこじつけという意味では決してございせん。すでに現在の民法の中にそういったものを含んで、それを具体化して、どういう条件で適用するかというようなことにつきまして、非常に積極的な態度を示されているという現実を見ますとき、この判例法の形成というものを、やはり私どもは十分敬意をもってながめながら対処していく、かように考えております。

○宮崎正義君 この問題は法務関係にもなりますが、また自治省の關係にもなつてまいりますので、深くこれ以上申し上げませんけれども、いずれにいたしまして、日本と同じような国土の狭いイギリスにおいては、もうすでに法律をもってはつきりと、あとから建てる建物は他の建物の日照権を侵してはならない、というような規定があるように存じているのです。この点は御存じでございまして。

○説明員(眞家克巳君) 文献等によりまして、詳しくは存じませんが、そういう法律がありまして、これは承知いたしております。ただ、その法律がどういふ効果、つまり英法におきまして、不法行為のその基準が即基準になるのかどうかという問題につきましては、まだ実は調べていないのでございまして、そういう法律をつくるというのでございまして、二通り考えられるわけでございまして、私法上の基準になる、これに違反すれば必ず損害賠償責任が生ずる、あるいは建築の差しとめ請求ができるという意味での取り締まり、

取り締まりと申しますか、制限でございまして、あるいは行政的な基準を示す立法でございまして、その違反即不法行為、あるいはそれに合格したことは即民事上の責任を生じないということになるのかという点につきまして、実は調べておりませんので、そういった点も今後研究いたしたい、かように考えております。

○宮崎正義君 その担当の審議官あるいは法務省のほうでそういうことを調べていないということ、ちよつときよりの私のこれから質問を続けていこうと思つたことについて、これ以上質問できなくなるのです。大臣もおいでにならないので私は非常に残念に思つておる。ですから、大臣の行かれることを私は非常に残念に思つたわけですがやむを得ないとして、いままではいままでとしまして、今後大いに研究されて、いつときも早く法制化していくことを考えていかなければ国民の上に立つての行政のあり方とは言えないと思ひます。この点について十分にこの建設委員会の私をはじめ委員の皆さんの意向として、非常に遺憾であるということを、あなたからも担当大臣に伝えていただきたいということを希望しておきます。

そこで先ほど申し上げましたけれども、今回の改正で従来の特定地区についての認められておりました容積制度を一般化して、その第一種専用住宅を除く高さの制限を廃している、こうなつていきますと、この条文を見ますと、これはまた日照権をめぐる紛争がさらに私は著しくなるんじゃないか、こういうふうに思うわけですが、そこで大臣に先ほど冒頭に伺つておきました五十四条の点であります。この五十四条の法の解釈を御説明願ひたいと思ひます。逐条説明書にありますが、これに基づいてやつていただければいいと思ひます。

○委員長(大和与一君) ただいまの宮崎委員の発言の中の前段については、政務次官がお見えになつておりますから、大臣に正確にお伝えにいたして、必要があれば大臣からも御発言をいただ

たい、こういうふうにお願ひしておきます。

○政府委員(田村良平君) はい。

○政府委員(大津留温君) 第一種住居専用地域におきましては、その地域の性格から低層住宅地域としての良好な環境を維持するという趣旨からいたしまして、敷地境界線から建物の壁面を一定距離後退させるということができるというたてまえにしてあります。敷地境界線からの後退距離は、一メートルあるいは一メートル半とすることができまして、それはその地域の性格に応じて都市計画でその内容をきめる、こういうたてまえでございます。現行の一種、二種の空地地区に指定された地域は同様の規定がございまして、一メートル半の範囲内でその距離を定めることになっております。この制度を受け継ぎまして新たな用途地域としての第一種住居専用地域におきましては、先ほど申しましたような一メートル半または一メートルの後退を都市計画で定めることができる、こういうことになっております。

○宮崎正義君 そうしますと、都市計画法のみでこれは適用するんであって、空地地区に関する現行法というものは、この五十六条の説明の一番最後に「なお、空地地区及び容積地区は廃止すること」といたしております。ということになっておりますが、従来の建設基準法から抹殺されるんじゃないでしょうか。

○政府委員(大津留温君) 現行法のたてまえといえますか、たて方を変更いたしましたので、現在のたて方は、御承知のように、地域地区制と空地地区制というものがかみ合つてその地域の用途形態を規制しているわけでございますが、今回はそれをわかりやすくいたしますが、統一いたしまして、第一種住居専用地域の中で、その地域、地域に同じ第一種住居専用地域でありまして、やはり郊外の非常にゆつたりしたところ、だんだん都心に近くなつてくるとその辺の容積が変わつてくるべきだと思ひますので、容積率を五〇%から始まりまして、六〇、八〇、一〇〇、一五〇、二〇〇、こういう六つの段階を設けております。そ

ういうやり方で、したがって、従来の第一種空地地区とか、第二種空地地区といったタブつたきめ方をやめて、その用途地域に容積率を当然にくつつけて指定するというたて方にしたのでございします。ですから、内容的にはその間にいろいろ合理化した点がございしますけれども、そう従来あったのを基本的にくつがえしたという関係ではございません。そのいまおっしゃった御質問にかかる件に關しましては、そういう関係でございします。

○宮崎正義君 問題なんです、このところは、都市計画法を中心と考え方、しておりますけれども、今日の現状見ていきますと、およそ想像が私ではできると思ふ。いまお話がありましたように、都市にだんだん近いところは容積率によつてきめていくというお話であります。この北側を中心にした高さ、それらが今度は問題になってくるわけですが、私はほんとうにここに黒板持つてきていただいて、委員の皆さんによく説明してもらいたい。これが北側の建築を建てる自分のうちの敷地の線である。これにどのようになつてくるのか。また、日照権問題はこういうふうになつてくるのか。また、五メートルと一律に限定しているのを、七メートル、六メートルとしたときには、今度は日照権はどういうふうになつてくる。また、この一対一・二五、それを二対一にした場合にはどういう日照になつてくるか。また、これは建設省が案を出されたというふう聞いておりますが、三対二にしたらどうか。こういう案も出てくるというところであります。図解をして私は説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(大津留温君) 図解をするというより一そう御理解いただけたらと思ひますが、できるだけわかりやすく説明させていただきます。

○委員長(大和与一君) 宮崎委員はあれですか、図解してもらつたほうがわかりやすいから、ぜひそのように頼みたい。局長はどうですか。それができるならば……。

○政府委員(大津留温君) 図解いたしましたよう。○宮崎正義君 では準備をされている間に進めて

いきたいと思ひます。図面で書いていただければ一番よくわかると思ひます。

そこで、先ほどお話がありましたように、容積の率をこの六段階に変えていけると言われておりますけれども、それぞれに、それぞれの基準というものは、やはりどのくらいの住居地域に對しては、住まいがある、市内に近いところで、どの程度までのところではこれくらいというふうな基準を何かおきめになる予定がございしますか。

○政府委員(大津留温君) 先生御承知のとおり、容積率が小さければ、それだけ敷地面積と建物の関係はゆつたり建つことになりまして、したがって、この容積率の低い地域は当然、都市の郊外地に位置することになります。ただ郊外地におきまして、計画的な開発をした場所はあるいは高層アパート地区にしようとか、あるいはある程度比較的高い密度の住居地区にしようというふうなこともございしますから、都心からの距離によつて比例するといふわけでもございしませんわけでございますが、その都市の都市の性格なり、今後どういう都市を形成していこうかという、その都市のお考えによりまして、具体的には指定がなされる。それは都市計画としてきめられるわけでございます。し、都市計画は御承知のように市長または県知事が都市計画審議会の議を経てきめるということでございます。建設大臣がこういう場所はこういうふうにするべきであるといふことをあまり立ち入つて申すのもいかにかと考えられますけれども、一応の標準といつたしましては、都心部から離れた住宅地が第一種住居専用地域でございまして、その中で郊外に遠くなるに従つて容積率の低い五〇%とか六〇%という地域が指定されますので、だんだん都心のほうに近づいてくるに従つて一〇〇%、一五〇%あるいは二〇〇%という地域が指定されると、こういうことでございします。

○宮崎正義君 その基準というものがいまのお話だとおぼえているように思ふんですが、これをきめるのが私はいままでいいかげんだつたために、違反建築も日照権問題等も重なる現実にあらわ

れてきているというので法改正なさるんですから、したがひまして、これだけの範囲のこれだけのところにはこういうふうになつていくというその施行令等をはつきりさしていくのがいいのじゃないか、こう私は思ひます。お考えは。

○政府委員(大津留温君) これは新しい都市計画法の制定の際にいろいろ十分御審議いただいたこととございしますが、そういう都市をいかなる形に将来形づくっていくかということは、やはりその市が主体的にきめるべきである。したがって都市計画法の旧法におきましては都市計画の決定の権限が建設大臣にあつた。しかしそれはやはりそういう住民といひますか、居住者の自主的な決定という基本的な態度からいって、知事なり市町村長なりにその権限をおろすべきであるという御主張によりまして、新しい都市計画法においてはそういうたてまえになつておるわけでございます。で、その都市計画法によつてきめる都市計画の内容容として地域地区あるいはその地区における容積率というものは、やはりそういう趣旨からいって市町村長なり知事が決定されるというのが適当であらうというふうになつておるわけでございます。ただ建設大臣としては、建築基準法の所管大臣としていろいろその技術的なアドバイスをするというのはもちろん、そういう基礎をお示しするといふことは、求められればもちろんいたしまし、そういう考えではありますけれども、あまり建設大臣が積極的にかういふ地区をこうすべきだといふ指導をすることは、いかがかというふうにかへております。

○宮崎正義君 都市計画法の上からいきましたら、どんなふうな条例といひますか、法律化していかか。

○政府委員(大津留温君) 新しい都市計画法によりまして、都市計画の決定及び変更の権限をこまかくきめておるわけですが、市街化調整区域の決定は知事が行なう、その市街化調整区域内については、その用途地域をきめなければならぬとい

うことになっておりますが、その用途地域の決定は市町村長が行なうということになっております。で、都市計画法におきましては、そういった権限を明記いたしまして、また公聴会の開催とか原案を縦覧するとか、あるいは意見書を求めるというふうな手続をきめておりまして、どういふところにならうという指定をすべきだということ、都市計画法としてはきめていない、都市決定権限者にまかしてあるというたてまえであります。

○宮崎正義君 従来問題が起きたのも、この行政の指導がよくなかったという点から、今日の事態が生じてきておるわけでありまして、特に今度は一メートル、または一・五メートルこの計画法に基づいて幅員をとらなければならぬというようにはつきり規定されてまいります。当然これは条文化していかなければならぬのじゃないかと私は思うのですかね。こういう点はどんなふうになるでしょうか。

○政府委員(大津留温君) この敷地境界線からの建築物の壁の距離でございますが、これは第一種住居専用地域に限りまして、先ほど申しましたように、第一種住居専用地域を指定する、その場合には当然容積率もその中でこれは五〇地区だ、これは一〇〇地区だと、こうきまるわけですが、そのときにさらにその地域を限って、あるいは限らなくてもいいのですが、この地域については壁面の後退距離を一メートルとする、あるいはこの地域は一メートル半とする、こういうことを都市計画で決定するわけでございます。なお壁面の後退は必ずきめなければならないということでもございませぬので、そういう第一種住居専用地域の、ある部分についてだけ行なう、あるいは全然行なわない、あるいは全部について行なうということもございませぬが、その点は先ほど申しました市町村長が都市計画として決定する際の裁量の範囲内でございませぬ。

○宮崎正義君 当然そうなりますと、私が申し上げておりますように、都市計画法にも法改正がなされるようになるわけですね。いまのお話です

と、壁面の境界線をきめなくてもいいのだ、ある地域によってはきめてもいいのだ、きめなくてもいいのだというふうになっておりますけれども、いまそういうふうな御回答があったように思いますが、そうなりますと、これはまた拡大解釈をしていきますと、これはどんなふうになるか、私は心配ですがね、どうなんでしょうか。

○政府委員(大津留温君) これは都市計画法も当然そういう建築基準法上規定を受けてまして、法律上都市計画としてきめるとなっている問題につきましては、現行の都市計画法でそれぞれきめ得ることになっております。したがって、あらためて都市計画法をいじる必要はございませんし、また拡大解釈というふうなことも私はちよつと考えられないことだと思ひます。第一種住居専用地域に限ってそういう指定がなされ得るということでございますから、それ以外の地域ではないし、その地域の中で市町村長が、ここはそうするのが適当だと認定したところについて、そういう壁面の後退の距離を示すという関係になるわけでございませぬ。

○宮崎正義君 そこで、六条の問題をお伺いします。いまの回答から六条の中にあります点については、どういふふうになりますのか。一番六条の最後にありますすね、「防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以内のものについては、この限りでない」、これは「建築物の建築等に関する申請及び確認」ということなんです。従来は、わかりやすく、私も坪で言うのとよくわかるんで、三坪までは要らないということなんです。それがずつと三坪三坪と三坪建て敷地一ぱいに建ててきたという実例がずいぶんあります。こうしてきたときに、私はいまの問題がひっかかってくる、こう思うわけです。子供の部屋をつくる、三坪だからいい、物置きをつくる、一三坪ありますと子供の部屋は十分できますし、もう活用すれば続けて、壁を抜いて活用すれば部屋が大きく使える、いろ

んなふうになってくるわけです。六条の法の精神というのは、住みよい生活をさせてあげたい、そして三坪程度くらいならば住居生活としてこの程度ふやしていけば、まあこの法律を制定しておけば子供部屋もつくれるし、部屋を大きくして豊かな生活をさせてあげたいという法の精神と解釈すればそうだと思うんですが、いずれにいたしましても、今日までの六条の件で大きく増築等がされてきているわけです。そうしていつの間にか建蔽率も何もあつたものじゃない、一ぱいにうちが建てしまったなんというのもあるわけです。こういう考え方がいままですと、この六条の取り締まり法といふものは、私はこれをなくせとかなんとかというんじやございませぬ。やはり確認をするとか申請をさせるとか、こういったような考えの上で立つての行き方ではないか、そういう観点の上で立つての壁面からの境界線というのはどういふふうにお考えになるか。

○政府委員(大津留温君) ただいまお尋ねの六条の一項の三坪までは確認の手続が要らないという規定、この規定はごく小規模の増築工事あるいは改築工事というふうなものについてまで確認、申請の手続をとらせるのは、国民の一般の方々に對して繁雑ではないかという趣旨から、ごく小規模のものについてはその手続が要らないという趣旨で設けられたものでございませぬ。しかし、防火地域とか準防火地域になりますと、いろいろ防火上の必要もございませぬから、これはそういう小規模のものでも手続をとっていただくというたてまえでございませぬ。ただ、御指摘のようにそういった趣旨の規定でございませぬが、これを悪用してはいけません、悪用して、住宅の新築をする場合には規定どおりの建蔽率、容積率であつたものがいつの間にか増築増築で建蔽率を違反しているという事態があることは事実でございまして、これはいまの壁面後退の規定がなされたところにもございませぬが、それ以外の建蔽率を定めた地区においても往々にして見られることでございませぬ。これに對しま

しては、その建蔽率の規制あるいは容積率の規制というものは、そういうことでつくりました増築分も含めての規制でございませぬから、つまり違反の状況が建築を繰り返すことによつて出てくる、今度そういうことはどうやって対処するかということでございますが、やはり建築監視員がパトロールをしてそういう違反の増築が行なわれる場合には、早く発見してこれを中止を命ずるとか、あるいは除却を命ずるといふことによつて是正をしようというのが私どもの考えでございませぬ。

○宮崎正義君 先ほど大臣の答弁にも監視員をふやして云々というお話もございました。いまお話もありましたけれども、今日の時点においてはそれがほとんどなされてなかったというのが現状だと思ひます。それを心配します。あと監視員の員数等の問題については、後刻また時間があれば伺つて、どれだけの人がこれだけの地域をどういふふうに見視するのだ、具体的に私は事例もありませんし、時間がありさえすればこの問題もお聞きしたいと思つておりますけれども、私の考えておりますことが間違つていのかどうかわかりませんが、非常に無秩序な形になってくるのじゃないかということも心配の種なんです。で、最初は第一種の住居専用地域であつたのが、だんだん市街化し都市化していけば準防火地域に指定されてくるようになるであらうし、そうなつてきましたときには、すでに事おそれるということにもなつてくること等を考え合わせまして、非常に心配をしていられるわけです。したがって、この六条の問題あるいはいまの、これから図面で説明していただきますが、この都市計画法の中にこの一メートルから一・五メートルのその壁面の境界、幅員をつくらせて、そういうことにも関連して非常に心配していらっしゃるわけです。どうなんでしょうか、私の思っている、考えていることが誤つていませぬでしょうか。

○政府委員(大津留温君) 六条のいま御指摘の十平米の手続を省略したということが、つまりしり抜けになつて違反の助長に一役買つていられるんじや

ないかという御指摘、そういう面も確かにござい  
ます。また、そうかといつてごくさいな増築に  
つきまして、一々そういう確認の手続をとらせ  
るということが、はたして国民の方々にとって  
いかどうかという問題もございまして、要は、  
そういう形の違反を含めまして違反一般に對し  
て有効の対策がほんとうに確立されるかどうか、  
ということに問題はかかってくるのじやないかと  
考えます。そういうことから、先ほど申しまし  
たように、建築行政に携わる職員をふやまして、  
また監視員というような制度でいろいろ権限も与  
え、また機動力も持たせまして、そしてやはり現  
地について早く発見するという体制をとることが  
一番肝要ではなからうかというふうに考えまし  
て、そういう線を進めておるわけでございませ  
う。

○宮崎正義君 できましたでしょうか、準備でき  
ましたか。

○委員長(大和与一君) 大津留局長、説明を願ひ  
ます。

○政府委員(大津留温君) ちよつと、担当の市街  
地増築課長の高瀬課長に説明いたさせます。

○説明員(高瀬三郎君) 第一種住居専用地域にお  
ける北側斜線との関係を説明いたします。条文に  
おきますと、五メートルまでの建物につきまし  
ては隣地境界、ここが隣地境界と見ていただき  
ますが、この境界までびつちりつゝ立てることが  
できます。しかしこれを越えた場合は斜線制限、  
今度の場合には一・二五という斜線距離、これは  
水平距離一メートル下がる場合には一メートル二  
十五まで高く建物を上げることができる、こうい  
う勾配でございまして、その勾配というのを絵に  
かきまして、この斜線になります。その第一、次  
斜線の場合は十メートルで頭打ちです。したが  
いて、これ以上の高いものはできない。十メー  
ターというのはおおよそ三階でございまして、普  
通二階家が六メートル程度でございまして、この  
絵はたまたま軸を東西にとつてございまして、よく  
住宅の形としては破風を北に向けておつくりにな

場合もございまして。その場合にはこちら辺に出  
てくるわけでございまして。屋根がこう出てくるわけ  
であります。したがって、当然この斜線を切つて  
しまふという結果になります。そこで、そういう場  
合を想定して、この程度じやなくて、そういう絵  
を想定していただきますと、それがそうできるた  
めには下がらなからうかというふうな結果にな  
ります。そこでこの斜線制限でどういふふうな結果  
になるかと申しますと、一対一・二五という斜線  
勾配によりまして、二階家六メートル程度のもの  
をつくる場合には八十センチ下げて建ててくだ  
さい、隣地境界から八十センチ下げてください。十  
メートルの三階をお建てになる場合には四メー  
ター下がってください、こういうふうな制限にな  
つてまいります。

それから三分の二という勾配が考えられるわけ  
です。この三分の二勾配でこの斜線制限を考えま  
した場合には、建物はこの形、いまのままでま  
いますと隣地境界から控除高を五メートルとい  
うとした場合には、隣地境界から一メートル五十  
センチ下がってほしい。それから三階をつくる場  
合には七メートル五十センチ下がってほしい、こうい  
う制限の内容になります。この場合に、北側がこ  
らといたしますと、北側の敷地がどの程度建物を  
下げてつければ日が当たるかという環境の問題が  
出てくるわけでございまして。その点につきまし  
て図面がちよつと間に合いませんので、口で説明さ  
していただきます。

まず、この法律案に出ております一対一・二五  
という場合にはどうなるかと申しますと、北側の  
家屋、従来南側の家屋が平屋だった場合、それか  
ら二階だった場合、三階だった場合の条件により  
まして、当然これらの条件は変わってくるわけで  
ございまして、その点につきまして申し上げまし  
て、平屋建ての場合には先ほど申しましたよう  
に、控除高の範囲でおさめます。したがって、ま  
してびつちりくつ付けてもできますが、北側の家屋  
の一階が日照四時間を投げ得るためにはどれだけ  
この境界から下がってつくらなからうかというこ

うことになりまして、うしろの北側の建物が平  
屋の場合には六メートル七十、境界から下がら  
せんと、四時間日照は得られません。それから二  
階家の場合でございまして、二階に四時間日照を  
得るためには二メートル下がればよろしい、こう  
いう結果になってまいります。

それから南側の建物が二階家の場合に、先ほど  
申しましたように八十センチこちらは下がらな  
きやなりませんけれども、北側の建物がどうなる  
かと申しますと、平家を建てて四時間日照を得  
るためには約十メートル近く後退しなければなら  
ない。それから二階家に四時間日照を得るため  
は、五メートル下がりますと四時間日照が得られ  
る結果になってまいります。これが一対一・二五  
の場合の条件でございまして。

○宮崎正義君 そういたしますと、いまお話があ  
りましたように五メートルですと、一ぱいに建て  
ることができるといふことになりましてね。

○説明員(高瀬三郎君) さようでございまして。

○宮崎正義君 そういたしますと壁面を、都市計  
画法の、当該地域の都市計画のものに、一メー  
ターないし一メートル半の規制をするのである。

建築基準法ではそれを、前の空地地区、容積地区  
等がなくなるから、廃止されるから、今度は五  
メートルの高さの、いまのだったらぎりぎり一ぱい  
に二階家を建てることのできるということにな  
てきます。

○説明員(高瀬三郎君) 今度の第一種住居専用  
域の場合に、先ほどお話のございました壁面後退  
を課するといふことは、それぞれの地域の実情に  
よりましてきめることとございまして、そういう  
都市計画がきまるところでは、おっしゃる  
ように一メートル半下がらなければ建物はつくれ  
ないことになっている、あるいは一メートル下が  
らなければつくれないことになっているわけであ  
ります。しかしその場合の北側斜線制限もそのま  
ま生きているわけでありまして、したがって、制  
限の強いほうにきくという結果になりますので、  
この建物はそれぞれ一メートル下がって北側斜線

の限度内でつくらなければならぬという結果に  
なります。

○宮崎正義君 五メートルの高さのところ都市  
計画に基づいていないものはいわゆるですね。

○説明員(高瀬三郎君) いいわけですね。ただ民法  
の規定はございまして、……。

○宮崎正義君 民法の規定をひとつ御説明願ひ  
たい。

○説明員(高瀬三郎君) 五十センチ後退してつ  
くという規定でございまして。

○宮崎正義君 民法のことも聞きたいのですけれ  
ども、それよりもいまの問題ですが、先ほどお話  
のありましたように六メートルですね、六メー  
ターの高さですと八十センチでよろしいというこ  
とになりますと、この都市計画に基づいてい  
るものとかみ合わせは、どういふことになりま  
うか。

○説明員(高瀬三郎君) 六メートルの高さの場合、  
この北側斜線の場合には先ほど申しましたように  
八十センチ下がらなければいけません。しかし都市  
計画に基づいて一メートルの後退距離がきめられ  
ている場合、壁面後退がきめられている場合には一  
メートル下がってつくれることだけでござい  
ますので、一メートル下がってつくれるわけにな  
らない。しかし今度は逆に高さ十メートルのもの  
をつくらうとする場合、この場合にも一メー  
ター下がれば壁面後退のほうだけはよろしいわけ  
であります。しかしこの北側斜線がきいてまいりま  
すので、一メートル後退でいいという都市計画で  
やつても、この場合には四メートル下がってつ  
くらなければならぬというのが北側斜線の規定に  
なっております。

○宮崎正義君 境界線から八十センチ後退する  
といふことに六メートルの場合にはなるわけですね。  
現行法の空地地区の種別ですか、それから考え合  
わしてみても、どんなふうになるんでしょうか、一、  
二、三、四、五、六、七種ですか。

○説明員(高瀬三郎君) 現行法の空地地区の規定  
から申しますと、第一種、第二種、第三種という容

積で十分の二、十分の三、十分の四以下ときめられていた地域に一・五メートル以上あるいは一メートル以上というふうになりがございいます。それから建て空地と普通言っておりますが、建蔽率だけで規制のあります六種、七種、二つの空地地区、これは十分の二以下、十分の三以下というところにつきまして一・五メートル以下という規制がついていましてございいます。そこで今度の場合には空地地区の一種、二種、三種が消えてしまひます。非常に建蔽率、容積率の規制としてしまひますので第六種の空地地区の十分の二以下というものがなくなりまして、残る壁面後退が定まっております空地地区は第七種空地地区だけでございいます。第七種空地地区というのは十分の三以下でございいますので、したがいまして今度の基準法の建蔽率規制、第一種住居について三割、四割、五割、六割ということになっておりますが、その三割のところだけがこれにつながつておるわけでございいます。しかし今度の基準法ではこの第一種住居の地域につきましては、かりに三割以上のところでもございまして、都市計画としてそういう壁面後退が必要であると考えられるところには、都市計画として定めることができるようになっていましてございいます。

から先ほど私が伺いたしました二分の一、一回御説明願いたいと思ふんです。  
**○説明員(高瀬三郎君)** この図面に二分の一を入れてございせん。したがいまして説明で申し上げます。  
 二分の一勾配の場合には一メートル高くしようとするは二メートル下がなければいけないというところが規定になるわけでございいます。したがいまして勾配がずつとこう下がつてまいります。と、それだけ南側に建てる方につきましてはきつと働く。北側にお建てになる方にとつては案にならぬという結果になってまいります。この数字を申し上げますが、五メートルの建ち上がりをもし認めた場合、認めないといへんことになりまして、南側の敷地に平家を建てる場合、これは先ほど申しましたように控除高が五メートルあれば、そのまま敷地に接して建てることもできます。しかし北側のほうの敷地はその場合はどうなるかと申しますと、一階平家の建物はこの北側にあるといたしますと、北側の建物は平家の場合に四時間の日照を得るためには六メートル七〇センチ下がなければならぬ。それから二階家をつくる場合、二階家に日がさす場合はこれは二メートルでよろしい。それからこちら側が二階家の場合でございまして、北側の敷地に建つ建物でございまして、平家の場合には八メートル五十センチ、それから二階家の場合には三メートル八十センチ下がれば四時間日照が受けられる、こういう計算になります。

は商業地域につきまして、従来の建蔽率のきめ方が敷地から三十平方メートルを控除した残りの六割というきめ方をしておいた地区が相当ございまして、御承知のように今日敷地が非常に細分化されまして、平均して東京などでは二十二、三坪という状況でございいますから、さらに九坪を引いた残りの六割というのでは、ほとんど家が建たないというふうな状況になりますので、それで三十平方メートルを控除するというやり方をやめたわけなんです。  
 また商業地域につきましては、同様の趣旨から、現行法では防火地域になつていない地域におきましては七割という規定でございまして、これも同様の趣旨から八割ということにいたしました。しかしこの第一種住居専用地域などで、特に壁面後退もきめる必要があるかという地域につきましては、三割とか四割あるいは五割という建蔽率をきめますので、あるいは現在の一種ないし空地という地域につきましては、その関係はまあ変わらぬところもございいます。

地区といふものあまり変わらないといふことだつたら、何も改正する必要はないじやないか、こう思ふわけですね。前の廃止されないような利点というものを生み出していくことが私は法の精神を生かしていくのじやないか。無理に一種、二種、三種等に限つて変えないといふようなお話しでしたら、何も改正する必要はないじやないか、こう思ふわけなんです。  
**○政府委員(大津留温君)** この用途地域のたて方といひますか係といひますか、そういうたて方を変えたといふことで、それに伴ひまして内容的にも不合理な面は改正をいたしました。で、そのおもなものは、空地地区の第一種あるいは第二種という非常に極端な空地を取ることをきめられていた制度、これはあまり現実に即しませんので、一種、二種というのを廃止いたしました。したがつて、三種からは引き継がれたといふかっこうに相なります。したがいまして、先般大臣の御説明にもありましたように、今回の改正の実質的な主要な点は、この第一種住居専用地域以外のところでは、高さの制限をやめて容積率にしたといふこと、それから建ぺい率もまあある程度の緩和をはかつたといふこと、それからいま申しました極端な規制を行つた空地地区の第一種、第二種というものを実質的になくしたといふこと、ございまして、空地地区制をなくしたといふことはこれはまあ形の上でそういうものがなくなつたといふことで、実質はたゞいま申しましたのを除きましては、新しい制度に引き継がれておるといふ関係でございいます。

**○説明員(高瀬三郎君)** 都市計画で定められませんが壁面後退はつきません。したがいまして都市計画でこの第一種住居専用地域は壁面後退一メートルの建蔽率は三割あるいは何割、容積率の何割の第一種住居専用地域であるといふふうになりまして都市計画でございまして、したがいまして都市計画で定められることになっております。したがいまして特に壁面後退をきめないでももちろんよろしいわけでもございいます。地区の状況によってきめるといふことになりまして。

**○宮崎正義君** 非常にこれは問題が残されていくと思ふんです。私はそう思ふんですが、日照権の面からいまして一分の一・二五ですか、それ

**○宮崎正義君** 先ほどのお話しによりまして、空

**○宮崎正義君** 私の申し上げたいことは、やつと空地地区にしても、あるいは容積率地区にいたしましても、どうにか頭の中に入つていくかなと思ふところにまた法の改正が行なわれるという、国民はしよつと変えられて、とまどいながらいかなきやならないといふような見地から、法改正をする上においてはいまの高さを五メートルだけに一定をしていく、これに少し幅を持たした行き方、そういう私は設定のしかたが将来に対する法を生か

**○宮崎正義君** 都市計画に含まれてないといふところは、どういふことなんでしょうか。  
**○説明員(高瀬三郎君)** 都市計画で定められませんが壁面後退はつきません。したがいまして都市計画でこの第一種住居専用地域は壁面後退一メートルの建蔽率は三割あるいは何割、容積率の何割の第一種住居専用地域であるといふふうになりまして都市計画でございまして、したがいまして都市計画で定められることになっております。したがいまして特に壁面後退をきめないでももちろんよろしいわけでもございいます。地区の状況によってきめるといふことになりまして。

**○宮崎正義君** 私はいらうとですからよくわかりませぬけれども、建蔽率との関係、建蔽率を今度は相当余裕を持ったきめ方をしているわけでもございまして、それらの考え方から勘案してどういふか合ひになってきませんか、この点について。  
**○政府委員(大津留温君)** 建蔽率の合理化をはかりましたわけでもございまして、全地域について一律に建蔽率を変えたのではなく、住居地域あるいは商業地域につきまして、従来の建蔽率のきめ方が敷地から三十平方メートルを控除した残りの六割というきめ方をしておいた地区が相当ございまして、御承知のように今日敷地が非常に細分化されまして、平均して東京などでは二十二、三坪という状況でございいますから、さらに九坪を引いた残りの六割というのでは、ほとんど家が建たないというふうな状況になりますので、それで三十平方メートルを控除するというやり方をやめたわけなんです。  
 また商業地域につきましては、同様の趣旨から、現行法では防火地域になつていない地域におきましては七割という規定でございまして、これも同様の趣旨から八割ということにいたしました。しかしこの第一種住居専用地域などで、特に壁面後退もきめる必要があるかという地域につきましては、三割とか四割あるいは五割という建蔽率をきめますので、あるいは現在の一種ないし空地という地域につきましては、その関係はまあ変わらぬところもございいます。

**○宮崎正義君** 変わらぬところもあると言いますが、変わるところが多いと私は思ふのです。いづれにいたしましてもその高さ五メートルといふふうになつておれば、どこまでも連立する家を建ててもよろしいといふ結論になるわけですね。その都市計画法によるところの一メートルまたは一メートル半といふことにこだわらないで建設できるということですね。  
**○政府委員(大津留温君)** 一メートルあるいは一メートル半の後退をきめない地域におきまして、建蔽率及び容積率は必ずきめられますので、たとえば建ぺい率は四〇％で容積率は一〇〇％だといふような規定がなされますと、その敷地内で建物のいゝゆる建坪といふものは四割以内でなければならぬ。二階建て、あるいは三階建てでございまして、その延べ坪の割合は一〇〇％以内でなければならぬ、こういう制約は受けるわけでもございいます。

**○宮崎正義君** 先ほどのお話しによりまして、空

**○宮崎正義君** 都市計画に含まれてないといふところは、どういふことなんでしょうか。  
**○説明員(高瀬三郎君)** 都市計画で定められませんが壁面後退はつきません。したがいまして都市計画でこの第一種住居専用地域は壁面後退一メートルの建蔽率は三割あるいは何割、容積率の何割の第一種住居専用地域であるといふふうになりまして都市計画でございまして、したがいまして都市計画で定められることになっております。したがいまして特に壁面後退をきめないでももちろんよろしいわけでもございいます。地区の状況によってきめるといふことになりまして。

**○宮崎正義君** 私はいらうとですからよくわかりませぬけれども、建蔽率との関係、建蔽率を今度は相当余裕を持ったきめ方をしているわけでもございまして、それらの考え方から勘案してどういふか合ひになってきませんか、この点について。  
**○政府委員(大津留温君)** 建蔽率の合理化をはかりましたわけでもございまして、全地域について一律に建蔽率を変えたのではなく、住居地域あるいは商業地域につきまして、従来の建蔽率のきめ方が敷地から三十平方メートルを控除した残りの六割というきめ方をしておいた地区が相当ございまして、御承知のように今日敷地が非常に細分化されまして、平均して東京などでは二十二、三坪という状況でございいますから、さらに九坪を引いた残りの六割というのでは、ほとんど家が建たないというふうな状況になりますので、それで三十平方メートルを控除するというやり方をやめたわけなんです。  
 また商業地域につきましては、同様の趣旨から、現行法では防火地域になつていない地域におきましては七割という規定でございまして、これも同様の趣旨から八割ということにいたしました。しかしこの第一種住居専用地域などで、特に壁面後退もきめる必要があるかという地域につきましては、三割とか四割あるいは五割という建蔽率をきめますので、あるいは現在の一種ないし空地という地域につきましては、その関係はまあ変わらぬところもございいます。

**○宮崎正義君** 変わらぬところもあると言いますが、変わるところが多いと私は思ふのです。いづれにいたしましてもその高さ五メートルといふふうになつておれば、どこまでも連立する家を建ててもよろしいといふ結論になるわけですね。その都市計画法によるところの一メートルまたは一メートル半といふことにこだわらないで建設できるということですね。  
**○政府委員(大津留温君)** 一メートルあるいは一メートル半の後退をきめない地域におきまして、建蔽率及び容積率は必ずきめられますので、たとえば建ぺい率は四〇％で容積率は一〇〇％だといふような規定がなされますと、その敷地内で建物のいゝゆる建坪といふものは四割以内でなければならぬ。二階建て、あるいは三階建てでございまして、その延べ坪の割合は一〇〇％以内でなければならぬ、こういう制約は受けるわけでもございいます。

**○宮崎正義君** 先ほどのお話しによりまして、空

**○宮崎正義君** 都市計画に含まれてないといふところは、どういふことなんでしょうか。  
**○説明員(高瀬三郎君)** 都市計画で定められませんが壁面後退はつきません。したがいまして都市計画でこの第一種住居専用地域は壁面後退一メートルの建蔽率は三割あるいは何割、容積率の何割の第一種住居専用地域であるといふふうになりまして都市計画でございまして、したがいまして都市計画で定められることになっております。したがいまして特に壁面後退をきめないでももちろんよろしいわけでもございいます。地区の状況によってきめるといふことになりまして。

**○宮崎正義君** 私はいらうとですからよくわかりませぬけれども、建蔽率との関係、建蔽率を今度は相当余裕を持ったきめ方をしているわけでもございまして、それらの考え方から勘案してどういふか合ひになってきませんか、この点について。  
**○政府委員(大津留温君)** 建蔽率の合理化をはかりましたわけでもございまして、全地域について一律に建蔽率を変えたのではなく、住居地域あるいは商業地域につきまして、従来の建蔽率のきめ方が敷地から三十平方メートルを控除した残りの六割というきめ方をしておいた地区が相当ございまして、御承知のように今日敷地が非常に細分化されまして、平均して東京などでは二十二、三坪という状況でございいますから、さらに九坪を引いた残りの六割というのでは、ほとんど家が建たないというふうな状況になりますので、それで三十平方メートルを控除するというやり方をやめたわけなんです。  
 また商業地域につきましては、同様の趣旨から、現行法では防火地域になつていない地域におきましては七割という規定でございまして、これも同様の趣旨から八割ということにいたしました。しかしこの第一種住居専用地域などで、特に壁面後退もきめる必要があるかという地域につきましては、三割とか四割あるいは五割という建蔽率をきめますので、あるいは現在の一種ないし空地という地域につきましては、その関係はまあ変わらぬところもございいます。

**○宮崎正義君** 変わらぬところもあると言いますが、変わるところが多いと私は思ふのです。いづれにいたしましてもその高さ五メートルといふふうになつておれば、どこまでも連立する家を建ててもよろしいといふ結論になるわけですね。その都市計画法によるところの一メートルまたは一メートル半といふことにこだわらないで建設できるということですね。  
**○政府委員(大津留温君)** 一メートルあるいは一メートル半の後退をきめない地域におきまして、建蔽率及び容積率は必ずきめられますので、たとえば建ぺい率は四〇％で容積率は一〇〇％だといふような規定がなされますと、その敷地内で建物のいゝゆる建坪といふものは四割以内でなければならぬ。二階建て、あるいは三階建てでございまして、その延べ坪の割合は一〇〇％以内でなければならぬ、こういう制約は受けるわけでもございいます。

**○宮崎正義君** 先ほどのお話しによりまして、空

していく精神に基づくのじゃないか、こういうふうにも考えていくわけです。壁面の境界、幅員にいたしまして、やはり十分将来の法の設定のあり方から、国民がどういうふうな理解してやっていきやすいのかというのを考えた上の法改正じゃなければならぬと思うのです。こういう点についてどんなふうにお考えになっておいでになりますでしょうか。

○政府委員(大津留温君) 実は現行のこの地域地区制に容積地区あるいは空地地区というものがございまして、それがこう重なる指定されるといふ現行のやり方は、非常に一般の方に理解がしにくいという御批判がございまして、何とかそれを一本にまとめてできるだけわかりやすい形にしようというのが今度まあ体系を変えた際にいろいろ苦心したわけでございまして、なおいろいろわかりにくい点があるのははなはだ恐縮でございまして。

それから、先生が御心配になっておられますように、あの図で言う控除高の五メートルというのが一律で、地域によつてはこれに幅を持たしたらどうかという御意見、そういう御意見も実はいろいろ伺つております。そこで都市計画といたしまして、高度地区という制度もこれとは別にございまして、特別の必要があつてその地域の高さを、ただいまここで御説明したのと違つた高さで規制をする必要があると認められる場合におきましては、これもやはり都市計画という手続で都市計画として定めることもできます。また限られた地域についてこの基準法で定めた規制に加えて、より一その壁面からの距離とか高さ等につきまして規制をしたいという場合には、建築協定という制度もございまして、関係権利者の方々が寄つて、皆さん合意の上でそういった建築協定をなさるならば、その地域の権利の承継者にもその規制が及ぶというところでございまして、そういう方法もいろいろ考えられるわけでございまして。

○宮崎正義君 そのきめられたものに対する控除高ですね、五メートルという幅を持たせないのか

どうか、その点もう一度明確にさせていただきたいと思ひます。

○政府委員(大津留温君) この第一種住居専用地域、第二種住居専用地域の北側斜線の控除高五メートル、十メートルというのは、基準法で全国的に一律にきめております。したがつてそういう意味では幅はございせんが、先ほど言いましたように、特別の必要からそれと違つた高さの制限をする、これは斜線の制限も含むわけですが、そういう制限をする必要があるところにつきましては高度地区という制度がございまして、それを活用して都市計画で五メートルあるいは十メートルというのと違つた高さを定めることもできます。

○宮崎正義君 せっかくの建築基準法が、先に、長い間長い間の歴史を持つておつて、時代の要請によつて都市計画法というものに今度はリースの主導権を譲つたみたいな、建築基準法そのものの代執行がうまくいかなかつた、先ほど大臣のお話もありまして、そういったような関係から私にもつとこの点については、日照権に大きく影響してくる問題でありますので、検討されるべきではないか、こう私は思うのです。これは以上要望申し上げて、この問題は時間の関係で次に進むために省略をしてまいりますけれども、申し上げましたことをよく理解をしていただいて、日照権で国民が不健康になり、また生活が薄暗い、暗い生活にならないような考え方を十分に考慮された上で施行しなければいけない、こう思うのでございまして。

消防庁長官がおいでになつておられまするし、農林省の方等もおいでになつておりますので、防災建築の質問を少ししていきたいと思ひます。

ことしに入つて、大小にかかわらず火事のあつた件数と、昨年来からその火事があるたびにとうとい人命が失われているということが著しく増加してきているということ、そのことについて焼死をなさつたお気の毒な方の人数、それらのことをまず長官からお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(松島五郎君) 昭和四十二年の火災件

数は五万四千五百六件でございまして。四十三年が五万三千六百五十四件。四十四年は、まだ完全な統計はできておりませんので概数で申し上げますが、五万六千三百四十四件。火災の件数のほうは四十四年は若干ふえておりますけれども、大体五万四千、五千件前後で推移いたしております。これに對して、火災でなくなられた方の数は、昭和四十二年が一千六百六人、昭和四十三年が一千六百六十八人、四十四年、これも概数でございまして、一千二百六十八人というふうに、死者の数は年々若干づつ増加をしているという傾向にございまして。

○宮崎正義君 ことしに入つてからのことをお伺ひしているわけです。

○政府委員(松島五郎君) 四十五年の一月中における全国の火災件数は、八千九百九十八件でございまして、昨年の一月中の火災件数五千三百五十二件に比較いたしました、非常に大幅に増加いたしました。これは地域的に見ますと、東海地方、中国、山陽地方というように乾燥した状態が続きました関係で、その地域に著しくふえているということもございまして。また一月中の火災による死者は、二百四十七人でございまして、昨年の一月に比べて六十四人の増加となつております。

○宮崎正義君 すみません。ことしの件数は八千幾らですか。

○政府委員(松島五郎君) 一月中で全国で八千九百九十八件でございまして。

○宮崎正義君 三十六年ですかの防災建築街区造成法に基づきまして、熱海もこの地域に該当してやつてゐるわけですね、そうでございまして。

○政府委員(松島五郎君) はい。

○宮崎正義君 それで、熱海のつるや旅館の火事がございましてけれども、この熱海のつるや旅館のことがおわかりになつておいででしょうか。と申し上げますのは、建築の今後のあり方、建築施工上の今後のあり方または消防力の今後の進み方あり方というものを伺ひするために、少しの事例をあげまして、この火事ではどういふところに欠

陥があつた、この件ではどういふ火事の欠陥があつた、というふうに私は話を進めていきたいと思ひますので、熱海の場合によりまして、スプリングラーが設置されておりましたが、この活躍ができなかつたという一つの欠陥があります。これらについておわかりのところを御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(松島五郎君) 熱海のつるやホテルの火災は、二月三日、出火時刻は三時四十分ごろと推定をされております。消防署が覚知をいたしましたのは三時五十分でございまして。焼失いたしましたのは、八階の会議室百四十一平米、九階の物入れ百三十七平米、十階の宴会場が二千六平米、合計いたしました二千二百八十四平米焼失をいたしております。

出火の原因は、東館九階の物入れ部分、と申しますと、俗にいう押し入れだと思ひますが、それから出火をして……

○宮崎正義君 失礼します。御発言なさつてゐる間ですが、こまかい経過は私はよろしいかと思ひます。私のお伺ひしている点は、いま申し上げましたように、スプリングラーというものがせっかく設置されていながら、施設されていながら、その効力を発しなかつた、こういう点について今後のあり方として消防庁の考え方はどうなのか。

○政府委員(松島五郎君) スプリングラーは、一定の温度に達しますと、自動的にスプリングラーヘッドが開きまして放水をするというものでございまして、初期の段階においては相当の効果があらうと思ひますけれども、火勢が非常に大きくなりましてからは、スプリングラーだけで消すということはなかなか困難のようでございまして。特にこの熱海のつるやホテルの場合におきましては、先ほどもちよつと申し上げましたように、このスプリングラーのありますのが十階の宴会場の天井にあるわけでございまして、出火をいたしましたのは、それより一階下の物置き部分から出火をいたしました、あとで調べましたところによりまして、その物置き部分に、工事のときの

不十分なせいか、上の十階との間に大きな穴があいていて、その物置きやの辺から出火をいたしましたものが、結局その穴が一種の煙道となりまして、吹き上げて十階に燃え移ったという状態でございまして、したがって十階でスプリンクラーが作動いたしますまでにはかなり火勢が強くなつていったということから、初期消火の用としてのスプリンクラーが十分に機能しなかった、こういうような問題がございまして、したがってこれではスプリンクラーそのものにも、これで絶対だということとは、なかなか言えない面もございまして、けれども、同時に建築上の問題もあつたように考えられます。そこで、この一例でもって直ちにスプリンクラーは全く役に立たないのだという断定は私はできにくいと思ひます。特に私が聞いたところでは、スプリンクラーが作動した結果、下に敷いてあつたじゅうたん等はあまり燃えなかったというところのようでございます。スプリンクラーがなかなか万全であるというふうには申し上げかねますけれども、全く役に立たないというものではないと思ひます。

○宮崎正義君 建築上の欠陥があつたというお話がございまして、それらについては建設省のほうとこういう施設の關係はうまくなかつたというお話し合ひはなさいましたでしょうか。

○政府委員(松島五郎君) これは建設省というよりは、いわば施工者自体の旅館側自体に十分工事をした人に対する監督ができていなかったのではなからうか、というふうには私も考えております。

○宮崎正義君 もっともこのつるやホテルというのは毎月一回従業員の訓練をきびしくやつていたというふうには聞いておるわけでありまして、したがって、施設のほうのことはちよつとしるうとではわからないと思ひますし、——で、建設省のほうにお伺いしますけれども、このスプリンクラーについて、基準、規定といひますか、そういうものをきめられておいでになりますか。

○政府委員(松島五郎君) スプリンクラーにつき

ましては、一定の能力を備えたものでなければならぬというふうには技術上の基準が定めてありまして、それに基いて消防機器の検定協会において国家検定を行つたものを使用させる、というふうにはいたしております。

○宮崎正義君 これも単なる水を使用する場合と四塩化炭素を主として使用する場合とあると思うのでございますが、駐車場とか地下街なんかには使われるのじゃないかと私は思うのですが、これに對しては基準法にはこの三十五條に「スプリンクラー」という字句が載つております。そのことばだけが載つてゐるわけですが、ほかのものについてはいろいろ規定等がきめられてあるようですが、スプリンクラーのもしあるいは基準なり規定なり、そういうものがあれば、またあとで資料として出していただきたいことを、委員長にお願ひしたいと思ひますが、この規定はどういうふうになつておりますか。

○政府委員(松島五郎君) まあいまお話がございましたが、スプリンクラーは水だけを使用するようになつておりました、そのどの程度の能力を持たなければならぬかということにつきましては、消防法の規定に基づきまして、消防法施行令並びに施行規則でもって能力単位等を定めております。

○宮崎正義君 じゃ化学薬品はいまのところスプリンクラーによつて使用するという規定はないのですか。

○政府委員(松島五郎君) 一般のスプリンクラーにつきましては、そういう規定は化学薬品を使うようにはなつておりません。

○宮崎正義君 将来私は当然考えていかなければならぬ問題がでてくると思ひます。複雑な、科学が進歩していくわれわれの現代生活の中に、地下街なんか特に私はそういう問題が生じてくるのじゃないか、こういうふうには思ひます。この点お考えいただいたほうがいいんじゃないかと思うのですが、どうでしょう。むだですか。

○政府委員(松島五郎君) 化学消火薬剤の問題につきましても、消防研究所等においていろいろ研究をいたしておりますが、たとえば林野火災等につきましては化学消火剤を使う、あるいは御案内のとおり、油火災等につきましてはあわ消火剤を使うというふうなことで、いろいろ研究をし開発をいたしてきております。ただ、一般の居室と申しますか、そのおられるところで化学消火剤を使つたということにつきましては、その人体に及ぼす影響等もいろいろ考えなければなりませんので、いまの段階で一般のスプリンクラー等を通じて使うという段階までまだ至っていないということでございます。御指摘のとおり、人体に無害なそういう有効な消火薬剤というものの開発につきましては、今後とも研究を進めてまいりたいと思ひます。

○宮崎正義君 熱海の場合もそうですが、ほかの場合にもそうでありますが、屋上に貯水槽を設置するといふ考え方はどうなんでしょうか。

○政府委員(松島五郎君) スプリンクラーの消火設備の水源といたしましては、その規模に應じまして一定量以上の水量を有する屋上水槽または地下水槽によることといたしております。そのほかポンプ等のこれは送水装置を付置させるというふうになつておりますけれども、全部屋上からということになりまして、建物に及ぼす重量の關係等もございまして、相当程度のは屋上タンクで用意をさせるというふうな方向で進んでおります。

○宮崎正義君 熱海にもこれは設置してなかつたというふうには聞いております。

そのことは別として、次にお伺ひいたしましたことは、いま俗にハイセンスなおしゃれなキャッチフレーズというふうな考え方で、無窓建築という様式がだいぶ取り上げられてまいりまして、この無窓建築で火災事故のあつたのは豊橋のシャラン豊栄百貨店ですか、ここだと私は思ひますが、この点はどんなふうな消火作業をし、無窓建築に對する考え方、それらについて御質問した

いと思ひます。

○政府委員(松島五郎君) 無窓建築もそうでございしますが、最近の建物は外部からの消防活動というものが非常に困難なものが多くなつてきております。そこで私も少しは、できるだけそういう建物につきましては、建物の内部に消火設備等を設けていただくような方途を講じてきておるわけでございます。ただいま御指摘のありました豊栄百貨店は、建物自体としては建築基準法のいわゆる無窓建築ではないようでございますけれども、表通りに面したところは窓がなく、横でございますが裏でございまして、そちらの方向にはある程度の窓があつたというふうには私聞いております。そういうことがございしたのと、もう一つは、窓のありました部分にも商品の陳列などが窓を背にして設けられておりました關係上、窓をあけてもすぐにはそのたの何といひますか裏張りのためにじやまをされて消火作業がしにくかつた、こういうことのようにございまして、私もこういう建物については、具体的な建物に即して消防機關に對して消防計画を立てさせて、必要な消防の進入のための措置を講ずるようなことを、建物所有者側にも求めるよう指導してきておりますけれども、今後ともそういうような方向で考えてまいりたいと思ひます。また今回提案されております建築基準法の改正におきましても、消防隊等のための非常進入口というふうなものの設置も予定されておりますので、そういうものとあわせて対策を講じてまいりたいと考えております。

○宮崎正義君 御説明がちよつとなかつたのでありますが、西側から一メートルの避難口を利用してホースを差し入れた。中には煙が一ぱい入ることができない、したがってホースが屈かなくなつた。連結送水管は各階にちゃんと設置してあるものの、中に入れないために連結送水管は使用ができなかつた。何がために連結送水管が各階にあるのか、こういふような問題点もあるわけですが、同時に、煙に對するこの排煙設備、これらに對

する消防庁としての考え方、お伺いいたしたいと思います。

○政府委員(松島五郎君) 御案内のとおり、この建物が火災になったと推定されます、その推定される発火時刻は、午前一時半ごろといまのところ

推定されております。発見されましたのは、もう明け方になってからでございます。発見が非常におそかったということから、消防隊が近づいた時期にはもうすでに建物内が煙で充満していた。そのために、消火作業が思うにまかせなかったということは、御指摘のとおりであります。最近の建物は非常に発煙性のものが多くなつてきておりますので、こういう事態が起こりがちでございます。

す。そこで私どもといたしましては、今度の建築基準法の改正でも予定されております排煙設備の設置というものをもっと強化をしていかなければならないということが、建物自体の問題としてございます。と同時に、この煙が充満した場合に、消防隊がこの煙を排除するという、そういう機材と申しますか、の開発も進めていかなければならないと思っております。現在排煙車というのがございますが、いわゆる吸い込み式の排煙車というのは、小さい部屋に、閉じられた部屋にありますが煙程度でございまして吸い出して排煙できますけれども、大きな部屋に立てこもった煙というようなものを排煙車で吸い出すというようなことは、実際問題としてあまり効果がございません。そこで高発泡車というようなものによって、あわを吹き出して煙を押しやるというようなものを最近使っておりますけれども、そういう新しい消防機材というものの開発も、今後進めていかなければならないというように考えております。

それからもう一つは、煙によって火点がなかなか見出し得ないというのが、煙火災の場合における消火がおくれる一つの原因でございます。最近私どものほうの消防研究所で、赤外線等を利用いたしまして煙の中で火点を発見するという機材の開発を進めておりまして、目下実験段階でございますけれども、こういうものの活用ができませんな

らば、煙の中にあっても火点を早く発見して、そこに有効な消火ができる、放水ができるというところになろうと思いますので、引き続きそういった問題について開発研究を進めていきたいと考えております。

○宮崎正義君 いま無窓建築の話を進めてまいりましたけれども、この無窓建築のいまの状態といえますか、実態といえますか、建設省ではどの程度のものを認めて、どの程度ありますか。わかりましたらば詳細をお願いしたいのです。時間等がありますので、これも委員長をお願いしたいのですが、資料があれば資料にして出していたいただきたいと思うのです。

○説明員(前川喜寛君) 無窓建築の数そのものは、ちよつと詳細に把握しておりませんが、現在、無窓建築につきましては内装制限その他を相当強化しております。御存じのように排煙設備その他につきましては、現行法の改正が要りますので、提案しております。ただ、実際上は、そういったものについては極力指導いたしております。無窓建築になっておりますのは、最近映画館とかその他、光が入つては当然困るというものがござります。そのほかに、工場等で作業上温湿度調整を非常に必要とするもの、厳密にやらないと、たとえばいまのピニール線のようなもので切れてしまつとか、そういった種類のものがあるわけでございます。そういう種類のものを認めているわけでございます。

○委員長(大和与一君) 先ほど宮崎委員から、消防のほうにも資料の要求がありましたね。出すことができますか。

○政府委員(松島五郎君) 先ほどお尋ねのありましたのは、スプリングラーの技術的基準のお話であつたと思いますので、それは資料として提出をいたします。

○委員長（大和与一君） 承知をされました。  
いまの建設省のほうも、出されますね。  
○政府委員（大津留温君） 承知いたしました。

○宮崎正義君　　そこでお尋ねしたいのですが、排

煙設備に関する規定が私はないように思うわけです。建築基準法施行令に、地下街のところに、百二十八条の三の一項六号ですね、そこに排煙設備というものだけがあるわけですが、従来は、昇降機については百二十九条の三から十三までありますし、避難設備については十四、十五とありますし、電動ダムウエーターの構造についても百二十九条の十二にありますけれども、一番肝心な、いま消防庁の長官がいわれております、煙のために発火個所が非常に見出すことが困難である、また煙のために多くの人がとうとう人命を失っている、こういう面から考えあわせまして、どういふふうに考えておられるのか。この点を伺っておきたいと思います。

○政府委員（大津留温君） 御指摘のように、煙の問題が非常に大事になってまいりましたので、現行法でもいろいろ規定はしておりますが、今回の改正におきまして、特殊用途の建築物、その特殊用途の建築物として規制の対象になる範囲をさらに広げましたわけですが、さらに三階以上の建物、また面積が千平方メートル以上の建物、それから先ほどお話に出ておりました無窓建築、こういうものにつきまして排煙設備の設置を義務づけることにしております。その技術的基準等につきましては、さらに政令で詰めることにしておりますが、ただいま申し上げたように、排煙設備の設置すべき建物の範囲を、種類あるいは規模あるいは窓がないというようなものに広げまして、これを設置させることに今度の改正で考えております。

○宮崎正義君　これは事件が起きてから、火災が起きてから、きめるのじゃなくて、当然火事には煙がつきものであります。煙のないところに火は立たない——煙が先になつてゐるわけです。その煙の処置ということがおろそかにされてゐるということ、これは建築基準法の上からいきまして問題点がずいぶんあると思うのです。私どもは、いま新しくつくつていただきました宿舎にもございますが、防火戸が一面ありまして、下から上が非常

階段とエレベーターになっており、一階のところに、それじゃその火を遮断していくとびらがあるか、これらの点についても考えてみますと、一階のその付近から火事が起きた場合には上までそれが円筒になっている。風がそこを筒抜けしていくようになっていきますと、当然火は広がり、煙は広がっていくことになるわけであり、煙は広がり、非常階段の考え方と同じように、この排煙設備というものも各階に空気抜けのようにつくっていく。そういう建築の新しい行き方というものも考えていかなきゃならない時代がきているんじゃないかと、こう思うわけでありますし、煙の問題につきましては、これは通気管から、通気管が火をさそっていったとか、あるいは暖房用の

通気管、空気流通孔といいますが、ダクトといいますが、それらが大きな火災を起こしてきたという実例はすいぶんある。渋谷駅のターミナル、東急百貨店で西館地下から出火いたしました。これもものすごい白煙になった。排気車二台が出動したけれども、これは二時間以上まるきり白煙で、ミルクを流したような状態だったというのを聞いておりますが、これに対して消防庁長官のほうはどう建設省に要求したらいいのかということについて、渋谷の東急百貨店の火災から、どんなふうに当局同士で話を進めていっているかといううなことも伺っておきたいと思っております。

○政府委員(松島五郎君) 最近ビル火災になりま  
すと、ダクトと申しますか、パイプを通して煙が  
火災現場以外のとこに拡散をするという事例が  
多くなつてきております。これはそういう際には  
ダクトを遮断する装置がつけられているはずなん  
でございますけれども、ふだん使わないものです  
から、手入りが悪いために、いざというときに作  
動しないというような問題もあるようでございま  
すので、私も最近こういう事例の多いことにか  
んがみまして、関係消防機関に対しては、そう  
いったものの点検、整備を関係者に促すように指  
導いたしておるのでございます。なお、今後ダク  
トの不燃化というような問題についてもさらに検

討を進めていきたいと考えております。

○政府委員(大津留温君) 昨年の政令改正によりまして、御指摘のビル火災による煙の弊害を除去するという観点から取り上げましたのは、いま御指摘の階段その他のビル内のいわば縦穴、縦穴に對しまして各階との間に防火区画を設ける、それで非常の場合は防火戸がしまるといふようなことを政令で定めました。また内装の制限を強化いたしまして、廊下とか階段につきましては、不燃性の材料に限るということにいたしました。また、いま御指摘のダクトにつきましては、特に防火壁を貫通する場合のダクトにつきましては、不燃性の材料でつくらなければならないということにいたしました。また今回の法改正におきまして排煙設備を設けなければならぬ建物の範囲を拡充いたしました。そういった際に排煙が適切に行なわれるようにということにいたしましたわけでございませう。昨日御視察いただきました建築研究所におきまして、排煙口また材料の不燃性の試験を鋭意やっておりますし、最近のビルにおきましては、各階に排煙口を設けて火災時の排煙につとめるということにしております。

○宮崎正義君 私は先ほど申し上げましたように、排煙設備ということは今後の建築にちゃんと条例できめて、そうして人命の喪失を防止していくような考え方をしなければならぬのじゃないか、そういう見地からお尋ねしているわけでありませう。ダクトと同じような構造で各階に水道管を設置しておりますが、水道管などを収容しているパイプ・スペースですか、これを通じて九階まで煙が上がつちやつたという事例もあります。そういう水道管など、おおよそ考えられないようなパイプ・スペースのようなところから煙は上がっていくんだというように、そういう事例も消防庁ではよくおわかりだと思ふ。そこで、私は建設大臣、長官に伺つておきたいのでありますが、いままで私が申し上げておりましたことについて、どんなふうにお考えなのか。

○國務大臣(根本龍太郎君) 中座をしております。

たので、詳細の点あるいはヒントが合わないかも知れませんが、申し上げます。

御指摘のように、最近におきまして、特に都心における土地の高度利用のために中高層、特に非常に超高層も出てきております。その際における火災については、それぞれの施設をやつておるようございまして、いままでの事例を見ましても、非常に人命に大きな損害を与えるのは、むしろ煙のために非常に多数の方々が犠牲になつたり、あるいはそのために非常に混乱が起きている。その意味におきまして、従前以上に排煙ということが問題になると思ひます。そのために消火と排煙ということとは不可分の形においてこれは研究しなければならぬ。そのために新しい基準法におきまして、何階か以上には必ず排煙施設をつくるということ、それからもう一つは、内装について煙を出すような建材は使わないようにする。また煙の出ない内装建材の開発をするように指導していただくこと、今後行政指導の面で十分に配慮していきたいと考えておるものであります。

○政府委員(松島五郎君) 煙の問題は、御指摘のとおり最近の火事ではたいへん重大な問題でございまして、そういうことから消防法関係でも排煙設備の設置箇所等について規制を強化してきておりますが、さらに最近煙感知器等も開発されてまいりましたので、先ほど御指摘のございましたようなパイプ、ダクトというふうなものには煙感知器をつけなければならぬというふうなことによつて、いち早くそういう事態の発見につとめるというふうな対策も講じてきております。

○宮崎正義君 そこで私が申し上げるまでもなく、二方向避難ということが最も言われておりますし、屋外の避難階段とか、あるいはバルコニーにタラップ等を設置するということが、特に消防力の活動に對しては当然建築基準法に定められていたわけでありますが、はしご車がビルに消火に行つた場合、よく聞かされることですが、団地に高層住宅が建つた、その中で入れないということが聞いているのですが、それは道路そのものが段々になつておつたり、あるいは植え込みが防車が入ると、くぼんじやつて入れない。はしご車が活動すると十五トン以上の重量がついてくるとかというところで、難点を幾つか施工上においているわけですが、そういうことについて消防庁長官はどんなふうにお思ひをしておりますか。

○政府委員(松島五郎君) 一般に消防ポンプ自動車は消火活動を行なうためには、一般の自動車でございまして四メートル以上の道路が必要だ、はしご車の場合におきましては五メートル以上の道路幅員が必要であるとされております。したがって、御指摘のような狭い道等につきまして、あるいは階段等がありますために、消防車等の侵入ができないというふうな問題が間々あるわけでございます。ただ消防車の場合におきましては、ホースをある程度伸ばすことによつてこの問題は解決されてきておりますし、また、そういう地域につきましては、消防機関があらかじめ火災が起つた場合にどう対処するかという、いわゆる実戦上の計画を常に立てて検討してきておりますので、消防車が水が出せないというふうなことはあまりない、ただ時間がかかるという問題は別にいたしましてはあまりないと思ひます。ただ、はしご車の場合には建物に近接いたしませんと活動をなしませんので、道路が十分でないためにははしご車が使えないという場合が間々あるわけでございます。これからの消防というものは、単に消防自動車あるいははしご車という消防用機材の設備だけの問題ではなくて、町全体の防災化という問題と関連して考えていきたいと思いますという面はあらうと思ひますので、私も建設計省その他

の方面と連絡をとりまして、そういった方法を進めていただくようにしてまいりたいと思つております。

○宮崎正義君 いまお話ししましたように、四メートルの道路からということになつておりますけれども、方々に電柱がありますし、いろいろなものが置かれてございます。店は張り出して出さうたいへんだと思ふのです。道路ではなかなかその点も建設省のほうとしては道路行政について大きく考えていかなければならないと思ひます。いまお話しがまたさらにありましたように、高層建築につきましては、そばへ行かなければはしご車が活用できないというふうな事になります。よく緑を――緑化運動とかいつて木を植えますけれども、それで根元のほうに木を植えてあるということとで相当な困難を來たしておるといふことも、私は何か所か聞きましておりますし、見てもありますけれども、こういう点、それから、もう時間がございませぬから全部私のほうで申し上げてお考えをはつきりしていただくために申し上げるわけですが、容積地区なんか指定されておりましたところなんかは、今後高層ビルが建っていくのじゃないかと思ひますし、郊外のほうになりますと、農道が即道路のような形になっていきますと、この活動もできないんじゃないかというふうな面も出てまいりますし、段々になつていく住宅、共同住宅、高層住宅というものができていく。その段々もふだんからだんだんと研究しているからいざというときにはだいたいようぶだというふうなお話ですけれども、私はもう建築の施工する時代からいわずゆるスロープをつくつてすつと入れるようなものは土地造成も必要だと思ふ。その中において建築物を建設していくという形をとつていかなかつたならば、いま申し上げましたようなせつかつた消防車、はしごの活動が思うようにいかない、こういうふうな考えますと同時に、幾つかの共同施設をつくつて、高層住宅地域におきましては貯水槽は国でつくつてやるという、自治体のほうにはそ

ういう負担は国で持つてやるというふうな形にして整備をしていかなければならぬ、こう思うわけでありませう。したがって建設大臣、今後の道路の幅員のあり方、あるいは郊外における高層ビルがどんどん建っていくけれども、それに対する道路は、最初からこういうふうな規定していきたいのだというふうな問題、それらについて御答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(根本龍太郎君) その地区地区によつて条件がだいぶ違つてくると思ひますので、後ほど政府委員から答弁いたさせますが、御指摘になりましたことは非常に重要なことでございまして、これは消防庁と建設省、まあ具体的には各都道府県の建築主事と消防署との関係等も、これは綿密にやらなきゃならないと思ひます。十分そうした消防上の欠陥がなくなるように配慮したいと思ひます。

なおまた、用水増に対する国家の助成という点、これはちよつとなかなかむずかしい問題だと思ひます。この点は十分自治省等においてあるいはしかるべき交付税とかそういうふうな配分でやつたほうがいいか、まあ研究いたしてまいりたいと思ひます。

○政府委員(大津留温君) 道路幅と建築物の高さとの関係は基準法で定めておりますので、狭い道に接して高いものはできないというふうなことがつておりました。また、そういう高い建築物または大規模な建築物は、出入りの交通量も相当ございまして、そういう建築物を建てる際には、その接する道路の幅を何メートル以上でなければならぬというふうなことを、これは地区の状況に応じて条例で規定する道もございまして、また御指摘のように団地をつくります場合には、消防当局とも十分連携をとりまして、そういう消防活動に支障のないような団地の設計を進めてまいつておるようなわけでございませう。

○宮崎正義君 理論の上では、頭の上ではそうかもしれませんが、現実的には農道等がそのまま道路法の道路みたになつてしまつて、奥の

ほうに建つていっているという建物があるわけですね。それを私は言つておるわけですね。したがってそういうことではならないと言つておるわけですね。少なくとも事を始める——文化の基準は道路からともいわれていくから、道路のもしそういうことがあつたならば私にはならないと思ひますし、すべて計画、都市計画にしても再開発計画にいたしまして、発展をさせるのは道路からというふうになつておるもので、先ほどから私は大臣に道路の幅員というものをこの際考へていくべきじゃないかということをお願いしてゐるわけなんです。

○政府委員(竹内藤男君) 新しい都市計画法の施行令におきまして、先生御指摘の当該地域の開発につきましては、開発許可制度がしかれております。開発許可制度の基準といたしましては「予定建築物の用途、予定建築物の敷地の規模等に応じて、六メートル以上十二メートル以下で建設省令で定める幅員以上の幅員の道路が当該予定建築物の敷地に接するように配置されていること」ということを規定いたしております。省令では住宅の敷地につきましては六メートル、多雪地域では八メートル、その他のものについては九メートル、こういうふうな規定をしております。したがって、今後は市街化区域が指定されますと、それに基づきます開発許可は、この政令並びに省令に基づきまして運用されることになるわけでございます。

○宮崎正義君 いまの道路の設定はけつこうであります。現実的にはその昔のまゝの道路で奥のほうにビルが建つというところもあつて、こちにあるわけですね。そういう面から私は心配してゐるわけですね。したがって、そういう車、消防車等が十分にこの市街においても活躍のできるような道づくり、都市づくりというものを考へていかなくばいかぬ。まあ例をあげれば、この周辺の、この周辺ばかりでなく都会のまん中に持つていつて高層ビルが建つているところを問題にあげまして、はしご車がそれじゃどの程度に活躍ができるかというこ

とになりますと、問題点はまだないふんある。まあ、そういう点も私は個々にお話をして、今後のあり方というものをはつきりお伺いしておきたいということも思つておりました。だんだん時間がたつばかりで先に進まないものですから、せっかく農林省の方とそれから通産省の方ですか、通産省の方がお見えになつておられますので、先ほど来のお話のことをよくお聞きになつたと思ひます。

が、今日の大惨事の原因というところ、たいてい建築物に使用している内装材料、それによつての排煙量の多いということ、それらが事故を大きくしているという問題を提起しておりますが、この主要構造部に対して安全上、防災上または衛生上、主要な政令で定める部分にJISあるいはJASのものを使うということになつておりますが、これを使う政令で定めております主要な部分というものは、どんなふうな主要な部分というのか、あるいは新建材の使用を制限される特殊建築物はどんなふうなものをさしているのか、またそれを使おうとするのか、まとめて全部お伺いいたします。そしてこの新建材をチェックする機関としてはどういう機関があるのか。また材料が市中において使われる以前に、使われてから煙が出てどうにもならないのだということじゃなく、使われる以前に、テストの状態はどんなふうにして市販をされてきたのか。また中にはいまだにまだ研究途上であつて、肝心の研究がおくれているという現状等、ひつくるめて私はお伺いしたいと思ひます。JIS、JASのそれぞれの立場の方、また建設省のほうから。

○政府委員(大津留温君) 建築物の部分でございませうが、具体的には主要構造部のほか屋外階段、バルコニー、防火戸、排煙設備その他の建築設備を考へております。また農林物資につきましては、一般木材をはじめ集合木材合板、難燃合板、防火戸用合板その他を考へております。現在まで大臣が指定いたしました建築材料といたしましては、セメントについてはポルトランドセメント、高炉セメント、シリカセメント等の三つがございま

す。またその他の材料としましてはワイヤラス、メタルラス、木毛セメント板、防火木材及び防火塗料がございませう。

○説明員(久良知章君) 先ほどから先生がおつしやいますように、最近多量に使われております新建材には、燃焼時に煙それから有害な毒ガスを多量に出すものが多いわけでございます。現在できておりますこういう新しい建材についてのJISの中では、残念ながらまだ煙それから有害な毒ガスの制限についての具体的な規定というものは織り込んでおらないわけでございますが、これにつきましてはやはり現在までの研究と申しますか、われわれの材料についての知見と申しますか、JISとして規定するほど蓄積されてないといふところにあるわけでございます。四十三年度から通産省のほうで特別の調査、研究の予算を取りまして、三カ年計画で必要なデータの蓄積と申します。今年度、煙についての有害性の測定法、それから判定基準、これを設定する計画で現在進めておるわけでございます。そのほか有害ガス成分の分析方法を研究しているわけでございます。こういう基準、分析方法というものができ上がりますと、早急に現在できておりますJISの改定ということをはかつていきたい、そういうふうな考へておるわけでございます。

○説明員(森登治君) JASのやり方は、若干JISとは多少、天然のものを使つておるという関係上多少やり方は異なつておりますけれども、考へ方は全く同じでございます。どこに何を考へるかというところは、これは建築基準法の定めることでございます。それからJASの特に難燃合板につきましても、建設大臣の認定を受けた材料につきましてはJASを実施させる、という指導をしておるわけでございます。したがって、いろいろ先ほど来の質疑を通じていろいろ問題になつております煙の問題につきましても、建設省の御指導を十分連絡をとりまして、これに即刻あわせてJASの表示の適正化をはかつていきたい

と、こういうふうに考えておる次第でございます。

○宮崎正義君 いまお二人の立場の中からお話がありまして、建設大臣にお伺いしたいのですけれども、基準法が主体になっているという形になってまいりますと、それらにつきまして、使用したあとで、こういうことになってしまつて、使用することではなくて、使用する以前に、当然市販される前に、そういうことのないような行き方、これが私は当然あるべき処置だと思ひます。かつて、問題は違ひますけれども、農薬の水銀剤の問題につきまして、私は指摘いたしました。それから含有されている許容量等の問題につきまして、農水で私は質問し、今日の農薬の取り扱い方というものを考え方を改めてこられたようになってきておりますが、この新建材につきまして、当然市販される前に十分な研究をされたものが、安心して使えるというような形にすべきではないか、こう思うわけでありますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 御指摘のとおりだと思います。したがつて、そういうふうな生産方面を担当する通産並びに農林省とも連携をとつて、これが使用される場合において、いろいろ建築基準法で制限しておる場所においては、絶対にこれは使用させないというふうに行政指導したいと考えております。なおまた建築研究所で通産省並びに農林省の生産指導されるものと十分連絡をとつて、万全を期してまいりたい、かように思ひます。

○宮崎正義君 その研究施設でございますが、調査研究機関というのは非常におくれている。建物にいたしましても、その機械にいたしましても、備品類にいたしましても、非常に粗末であるというふうなことが今日の災ひを起しておるとも、一面私は言えると思ひます。こういう機関の方々が一線に立つて苦勞なさつてゐるという点をお考え願ひたいと同時に、消防庁長官には、消防士の方が、一人一人の方が身を張つて火災を守つ

ていく、人命を守つていくというそのとうとい働きの對して深く思いを起されておられることは、もう十分だと思ひます。けれども、ともかくも今日の、いままでの私の申し上げたことを通して、非常に消防庁は遠慮しているんじゃないか。建設省にはこうしてくれ、あつてくれ、こうしなければだめなんだという意見をどしどし言ううでなければいけない。そうしてその中から、火災から人命を私は守つていかなければならない。当然の、あたりまえの理であります。それらについて今後どういうふうにお考えになりますか。お伺いをして、消防関係の話はとどめたいと思ひます。

○政府委員(松島五郎君) 最近の火災は、先生からいろいろ御質問がございました。昔のやうに消防車が飛んでいって水をかければすぐ消えるというやうな火災ではだんだんなくなつてきております。一たび火災が起きますと、残念なことには、先ほども御報告申し上げましたやうに、たくさん人命が失われるというやうな事態が続いております。したがつて、私どもは第一番目にはやはり火事が出れば消せばいいんだというやうな観点ではなく、火事を出さないということに徹底していかなければならない。そのためには消防における予防行政を推進していかなければならない、というふうな深く考えております。そういう観点から最近予防関係法規につきまして、かなり整備が行なわれてきております。建設省ともいろいろ御相談を申し上げて進めてきてゐるわけでございますが、お話をいたしましたとおり、今後さらに建物の様相等もあるいは町の形等もだんだん変わつてまいりますので、世の中の進みにおくれないうに努力をしてまいりたい、かように考えております。

○国務大臣(根本龍太郎君) 先ほど来いろいろ御指摘ありました点、総合的によく建設省といつたしましても十分に考慮いたしまして、建築基準法が建物の安全というばかりでなく、それから火災、いろいろの災害等についても十分予防措置が講ぜ

られるやうにという、そういうふうな指導をする。かつまた不幸にしてそういう火災その他震災等いろいろの災害が出た場合に、最小限度にこれを防止できる考慮を払つてまいりたいと思ふ次第でございます。

○宮崎正義君 私はまだ建設省の問題とか用途地域に関する問題とか残つておりますが、本日はこれで質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(大和与一君) 午前の審査は、この程度にとどめ、午後二時十分まで休憩いたします。

午後一時十八分休憩

午後二時二十三分開会

○理事(松本英一君) ただいまから建設委員会を再開いたします。

○松永忠二君 委員長を代行してゐるから、要望ですが、一体こんな出席の状況の中で委員会をやるといふやうなことは、やはりよくないんじゃないか。午前中あたりも非常に出席が悪いのです。午前中ほとんど野党で、与党のほうから理事が出てゐるだけです。基準法という法律は、非常に大事な法律で、審議をやつてゐるのにそんな状況で、特に上げるときだけ出席してゐるというやうなことで、こういう基準法を順調に審議してゐるということができると思つてゐられるのか、その点をひとつ伺ひたい。

○理事(松本英一君) 出席につきましては、与党の理事の方とよく御相談をし、出席の促進方をお願いしたいと思ひます。

○松永忠二君 それじゃひとつ、今後善処をお願いをして質疑を続けます。

それではひとつ質問いたしますが、まず、局長にお尋ねをするわけでありますが、今度の法律改正で、違反建築の取り締まりの問題等についていろいろな面で強化をされてゐることは事実です。従来、

違反建築の発見について、投書であるとかあるいは電話の申し立てであるとか、そういうものがやはり相当あつて、従来、数の上で非常に管理体制が乏しかったけれども、それを違反建築を発見して処置ができた。こういう面が相当あるやうに、私たちが現実に聞いておるわけなんです。こういう点について、あなたはどんな把握をされてゐるのか、その点をひとつお聞かせいただきた

○政府委員(大津留温君) 御指摘のやうに建築行政に携はる職員が数がわりあい少ないものですから、違反の発見、取り締まりに十分手が回らねてゐるというのが現状でございます。したがつて、一般の市民の方がそういう事実を発見されて、特定行政庁に通報していただくということ、取り締まりの成果をあげる上に非常に有効だと考えております。

○松永忠二君 私は、有効だといふやうなことを言つてゐるのじゃないんです。現実には違反建築を発見するにあつて、投書であるとかあるいは電話の申し立てであるとか、あるいは直接申し立てをしてゐる、こういうことによつて違反建築が発見されて、そういういろいろな処置ができた、そういう数が非常に多いということを、あなたは御存じでしょうか。この点をお聞きしてゐるわけですか。

○政府委員(大津留温君) 年間四万件以上の違反を摘発してゐるわけですが、これはいろいろな方法で発見して摘発するわけでございますけれども、いまおっしゃつたやうに、一般の市民の方がそれを発見されて、いろいろな形で御通報していただいたということによつて発見できたという件数は、相当あると思ひます。そういう意味で、非常にこれは大事な作用をしていただいております。

○松永忠二君 そこで、基準法の第九十四条に不服の申し立てという条項がある。これは特定の行政庁あるいは建築主事の処分あるいは不作為について、申請した者が処分や行為のなされないこと

に対して不服を建築審査会に対して申し立てることはできないことを規定しているわけですが、したがって、その隣人が、いわば建築の取り締まりの怠慢であるとか失策であるとかのために被害を受けた。そういうことによつて不服を申し立てていくことは、この条項の不服の申し立てではできないと思ふのですが、これは誤りではありませんか。

○政府委員(大津留温君) おっしゃるとおり、この九十四条の不服申し立てというのは、特定行政庁や建築主事の処分を受けた人あるいは受けるべき人が、なかなかその処分がなされないということによつて、そういう事実に基づいて不服の申し立てをするということになっておりまして、隣人がそれに對して申し立てをするというのは、この条項からは出てこないこととでございます。

○松永忠二君 建設大臣、ひとついまの点、九十四条のいまの不服の申し立てについては、当該の当事者が不服を申し立てることができる。しかし、隣人が、それが行なわれないためにあるいは行なつたために被害を受けたと。そういうものについての不服の申し立てというのは、この条項ではできない。したがって、審査会へかけて審査をしてもらうとか、あるいは進んではその審査を行政不服の法律に伴つて措置をするということもできないわけですが、事実そうなんです。たとえば、私、一、二例をあげますけれども、目黒区の五本木の三の二十四の十というところに石川正人という人がいる。この付近に製材所ができていて、住居地域の用途地域の違反もやつていて、非常に騒音もするというので、東京都の建築審査会に不服の申し立てをやつたところが、四十四年の三月にこれが却下された。却下の理由の中に違反は認められなくても、当事者ではないので却下をする、こういつて却下をされた。あるいはまた、練馬区の早宮一の四十一の十四というところに建て売りの住宅ができた。これは建築率の違反をしている。そういうところから、四十四年に不服の申し立てをしたけれども、これもまた却下をされた。当事者

ではございませんというところで却下をされたわけなんです。そこで、そういう事実が現実にあるというところを大臣もひとつ認識をしていただきたい。

そこで、私は、一つの事例をここに申し上げます。これは丸屋製作所というところの小柴という人でありまして、港区の高輪二丁目六の六十一の十四、この人の宅地が三十六坪九合、事務所、社員寮等を建設の目的で、昭和四十三年の十二月に取得をした。ところが、その付近に藤苑企業というのと東海観光、寿商会、それから東京鋼管継手株式会社、それと丸屋製作所、いま申し込めたのがあつて、これが四メーターの道路を、関係者が二メートルづつ出して提供して道路をつくつておつたわけですが、ところが、ここに藤苑企業、東海観光、寿商会というのが一緒になつて、もちろんこれはホテル高輪の関係のものでありますけれども、六階建ての高輪グリーンマンションというのを建設を計画した。そして、四メーターの道路に約一メーターないし一メーター五十センチはみ出して建築をする、そういうことを計画をして確認申請をした。ところが、昭和四十四年の十二月の十日に、高輪グリーンマンション新築工事を東京都は確認をしたわけですが、そこで丸屋製作所は、四メーターの私道がなくなつてしまつて、事務所、社員寮その他の建設は、道路敷の関係があり都市計画の区域であるから、できなくなつてしまつた。そこで、基準法第四十五条には道路の廃止の禁止というのがあるから、この条項を適用してもいい、建築の確認申請を取り消してほしいといつて、東京都の建築審査会に審査の請求を申し入れたわけですが、なかなかそれができない。これは、この道路が、建築基準法の四十二条一項三号というところがありますが、そういう道路なのか、あるいはまた二項の道路なのかという点について問題のあることは、これはもちろんでありますけれども、

【理事松本英一君退席、委員長着席】

ここでその人たちが申ししておりますことは、昭和

二十年、四メーター幅の私道として利用されていた道路であるから、そして相互に提供した道路だから、さき申しました基準法に基いた道路である。しかも現実にここに——あとでお見せいたしますが、かつての写真があつて、この、このところのことが道路だ。で、使つておつたという者の写真があるわけですが、あるいはまた、売り渡しをこの人はされたわけですが、帝研レヂノイド砥石という、といふの会社がこの地所を売つたわけでありまして、その人の、道路であつたという証明書もある。あるいは、それを仲買をした仲介会社の東京建物というところが、この東海観光の代理人と私道の確認をしたものもある。それからまた、二十三年以前から私道があつたという隣人の証明もたくさんある。また、東京都自身が持つていた東京都都整備局という地図にも、道路として入れてある。

そういうものにかかわらず、結局、その確認申請を取り消してほしい、つまりこの基準法に基づいて不服の申し立てをした。ところが、それはだめだ、当事者ではございませんと、こういうふうな言い方をしているわけですが、

そこで、あなたにちよつとお見せいたしますので、少し見ていただきたい。——これがいわゆる道路だ。いまそのマンションの基礎をこしらえている。そして、この人の、このお宅のすぐ前のところまで道路をトラックが来て踏み荒らしている。道路であるからがまんしていると、こう言っているわけですが、もし向こうの言うように私道でないというならば、人の敷地にこんなものを入れ込むということもおかしな話だ。だから、地図についても、ここにあるのをちよつとあなたとこへ、これだけはお見せいたしますが、この道路のところへ、これだけはみ出して建てる。その確認申請を東京都は許可をした。それで不服を申し出た。ところが、当事者じゃない。確認を申請をされないで、その当事者が不服を申し立てるのな

てこの不服の申し立てはできないということであるわけですが、

ちよつとお許しをいたして、少し……。

○委員長(大和与一君) ちよつと速記とめて。

【速記中止】

○松永忠二君 それでお尋ねするわけですが、いま言つたような場合に、第九十四条に伴う不服の申し立てはできないというふうな解釈をされる。この解釈に誤りはないもんかどうか。これをひとつ法務省のほうと建設省のほうからお聞かせをいただきたい。

○政府委員(大津留温君) 私のほうからちよつと先にお答えさせていただきます。

九十四条の解釈をいたしましたのは、先ほど申し上げたとおりでございますが、先日この委員会では法制局の二部長から答弁があり、その建築主事のなした違法な確認、それに基づいて利益を害されたという場合には、審査会に不服の申し立てができるという御見解を示され、私どももそういうことで今後は処理したいというのを申ししたのでございまして、ただいま事例をお示しになつたケースは、よく調べてみないとわかりませんが、その確認は違法であるかどうか私にはわかりませんが、建築主事が慎重に検討の結果確認したので、その確認は違法であるかどうか私にはわかりませんが、もしそういう間違つた確認をしておるといふ場合におきましては、そのことによつて被害を受けた者、まさしくいま御指摘の方

はそういうケースに該当するかと思ひます。そういうことで建築審査会に不服の申し立てをするというところはできると考えます。また、現にたいま御指摘のケースの被害者である丸屋製作所のほうから建築審査会に申し立てがありまして、審査会ではそれを一応受理して、いま審査中というふうにして聞いております。

○政府委員(新谷正夫君) 具体的案件につきま

できる人はどの範囲の者かということについて申し上げますと、建築基準法の九十四条の規定は、これは行政不服審査法の特例であらうと考えます。したがって、原則的には行政不服審査法の規定が適用になるわけであり、この行政不服審査法は御承知のように、訴願法から発展してこのようになったものと私、了解いたしておるわけでございますが、この行政庁の違法または不当な処分について不服のある者と、こういうことになっております。そういった人が審査請求あるいは異議の申し立てができる仕組みになっておりますが、この不服のある者と申しますのは、行政処分への相手方には限らないというのが従来の見解でございます。またこの行政不服審査法の四十二条にもそのことが明らかに書いてあるのでございす。これは裁決の効力の規定でございすけれども、「審査請求の処分の相手方以外の者のしたものである場合における」云々という規定がございす。したがって、必ずしもこの処分の相手方には限定されないでありまして、処分によって権利あるいは利益を害せられたという人でありますれば、この不服の申し立てができる、このように解釈いたしております。

○松永忠二君 いま言ったようなことが、第九十四条の不服申し立てができるという根拠は、この条文のどこにあるのですか。これは行政不服審査法の第二項第二項に規定する不作為をいう、この行政不服審査法の中には明確にこういふことが出てくるわけですね。この法律にいう処分には、「この法律において「不作為」とは、行政庁が法令に基づき申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにかかわらず、これをしないことをいう。申請したけれども、法令に基づく申請に対して相当な期間内に何らかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにかかわらずこれをしなかった、だからそれは不作為というふうになる。それからまた処分についてもその前に出ております。また行政不服審査法の第二項第二項に規定する不作為とい

うのは、言ったとおり申請したのについて相当の期間放置をされたものについて、それを行為をすべきにかかわらずこれをしないことを不作為——不作為に対して審査をしようというところは、これは行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に關する不服申し立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。」と書いてある。だからこの九十四条はさき言ったように、当該確認申請をした者が、特定行政庁なりがそれをやらぬ。そのために相当な期間待たせてもそれがなさないし、また変な処分をしたというところについて申請した者が、それに対してそれを許可しなかつたとか、あるいは許可をはっきり、いつまでたつても言つてよさない。それはけしからぬといふので、この法律に基づいてその不服の申し立てをするといふように規定をされている。この九十四条で、いま言ったような、申請しない隣人の者がこの条項を利用して不服の申し立てができるという法的な解釈があるならば、どこをどう解釈してそれができるとおっしゃるのか、それをひとつ法務省のほうから聞かしてくださいます。

○政府委員(新谷正夫君) 建築基準法の九十四条は、ただいま仰せのように、これらの「審査請求は、当該市町村又は都道府県の建築審査会に対してするものとす。」と、第一項にこのように規定してございす。これは行政不服審査法の一般の規定の例外をなすものであると私は考えるのであります。審査する機関が建築基準法の九十四条に特に規定してあるといふふうに理解すべきものであらうと思ひます。ことに九十四条は「この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による特定行政庁又は建築主事の処分又はこれに係る不作為についての審査請求は、これこれに対してするものとす。」とございす。といふことは、本来、行政不服審査法の適用があることを前提にいたしまして、それによって不服の申し立てをすることができるときは、本来ならば行政不服審査法の

規定によってそれをすべきでありますけれども、建築基準法の九十四条のこの特例がございすため、市町村あるいは都道府県の建築審査会に対してする、こういうふうな特例が書いてあるわけでございます。したがって、不服申し立てをすることができない者はいかなる者かといふことが、行政不服審査法からくるべきものと、このように解釈いたしておるわけでございす。

○松永忠二君 それでは行政不服審査法のほうで、このいまのお話だと、結局、基準法に基づく九十四条の不服申し立ては、当該の申請者でなければできないといふことは、あなたも認めておられるわけですね。つまり私の言うのは、あなたがいま説明されたのは、行政不服審査法に基づいてやるけれども、建築基準法に基づく不服申し立ては、この基準法に基づいて当該市町村または都道府県の建築審査会に対してするものとして特例的なものを規定した、こういうわけですね、そういうことをあなたはおっしゃつたわけですね。そうすると、いま特定の被害者でない者は、隣人の者がこの不服の申し立てをこの条項によつてできるといふならば、それは今度は逆に言えば、行政不服審査法に基づいて、この条項でそれができるといふことを説明されなければ、結果的にできないものと同一になるんじゃないですか。まず最初に一つ、この基準法の九十四条の適用については、いわゆる申請をした者、確認申請をした者が、確認の申請が不作為によつてなされなかつた、あるいはまた間違つた処置が出たといふところでその不服の申し立てをする、隣人の者が、いま言つたとおり隣人が別に確認申請をする、他人が確認申請したことによつて被害を受けた場合においては、さつき住宅局長が言うように、この条項を適用することはできないといふ言つておられるわけですね。それをあなたも認めるのですか、それとも認めないのですか、同じような見解なんですか、あなたの見解は違ふのですか、先ほど言つた住宅局長の見解と同じなんですか、それをまず最初にお聞きをしたい。

○政府委員(新谷正夫君) 原則的には行政不服審査法の規定が適用になるわけでございます。したがって、その不服の申し立てをすることができず、行政庁の処分あるいは不作為によりまして権利を侵害された者、こうなるわけですね。それは先ほど申し上げました行政不服審査法の四十二条から理解できますように、必ずしも当該の当事者と申しますか、処分の相手方となるべき者には限定されておられません。したがって、いやしくもこれらの行為によりまして権利を害されたという者でありますれば、これは不服の申し立てができる、こうなると私は理解いたしたい。建築基準法の九十四条は、ただ審査の申し立てをする相手、相手と申しますか、審査機関をここに規定しておるのでございす。九十四条の一項は、これこれについての審査請求は、これこれに対してするものとする、とございす。この趣旨はもとより審査請求ができるという前提に立っている表現でございす。ただ、審査機関をこのようにこの法律で定めたといふことでございすので、不服の申し立てをすることができるといふのは、行政不服審査法の規定によつてその範囲がきまる、こう申し上げたわけでございます。

○松永忠二君 私は逆にお聞きをしておるわけなんです。九十四条は、そういうふうなものはこの条項に基づく不服の申し立てはできないのかどうかといふことをあなたにお聞きをしておるわけですね。あなたは行政不服審査法の関係から、これは単に手続の規定をしただけであるから、これは当該の者でなくともいふんだといふことをおっしゃつておられるわけですね。そういうふうになると、これはいま言った局長の意見と食い違ひが出てくることも事実だし、それからまたそういう場合には、ここにカッコの「行政不服審査法第二項第二項に規定する不作為をいう。」と書いてあるのですか、この不作為の中にそういうものが入るといふ、一体、カッコ書きをして入るといふ理由はどういうところにあるのですか。不作為とい

うことは行政不服審査法にちゃんと規定してあつて、「この法律において「不作為」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにかかわらずこれをしないこと」といつて法律に不作為が規定してあるわけですから、その不作為といふことをここにカッコして「行政不服審査法第二条第二項に規定する不作為をいう」と書いてある。そうである以上、ここに書いてある不作為は、行政不服審査法でも明確に規定しているように当事者でなければこの不作為は不服申し立てができませんといふことになるのじゃないですか。できるといふ理由は、一体どういふ積極的な解釈から出るのですか。

○政府委員(新谷正夫君) この不作為といふことを特に行政不服審査法で規定しておりますのは、この不作為といふことば自体が必ずしも明確でございませぬ。ただ不作為と申しますれば、何も作為をしないといふ一般的な解釈になるわけではございませぬ。ただ行政不服審査の対象になる不作為といふものはいかなるものかといふことを、第二条の二項で規定してあるのございまして、これは行政庁が法令に基づく申請に対して具体的に相当の期間内に何らかの処分その他の公権力の行使に当たる行為をすべきにかかわらずしなかつた場合の不作為をいふのである、行政庁の不作為をいふのである、それを漫然と建築基準法の法の九十四条にただ不作為を取り入れてまいりますと、いま申し上げますように不作為の意味が不明確になる。そこでカッコ書きでこの行政不服審査法の二条の二項と同じであるといふことをここに明らかにしたものであると私は理解いたしておるのでございませぬ。そこで、この不作為の場合に不服の申し立てをすることができるとは何人であるかといふこととございませぬが、ただいまの具体的な案件につきましても確認申請に対する処分があつたはずでございませぬ。そうしますと、その処分に対する不服の審査の形になるのでありますから、この不作為の問題はただいまの具体的な案件の場合に

は問題にならないであらうと、私はこのように理解いたしております。

○松永忠二君 私は、いま、一つの事例を出したのであつて、それはあなたから言えば処分に関係することだからと言つても、不作為といふ場合における被害もあるわけですね。そういう場合において、ここに規定してあるように、この不作為に対して不服の申し立てをここに、条文に規定してある。九十四条にその不作為といふのは行政不服審査法にいう不作為であるといふふうに明確にしているわけですね。だから、この不作為が、申請者以外の者にも被害を与えた不作為でもこの不服の申し立てに入るといふ積極的な理由は何らないのじゃないですか。あなたは具体的な事例について、かりに処分なら処分といふことであるならば、かりに一步譲つて、少しその処分についても少しお聞きいたしますけれども、何も処分について不利益をこうむるだけじゃない、不作為をちつとも取り締まりをしない、そういう不作為といふものがあつたことに對して、これをいふゆる手続だと言ふ。あなたの言う審査会に不服の申し立てをするといふこと、しかしその不作為といふのは、行政不服審査法にいう不作為ですと明確にカッコして書いてあるのじゃないですか。その不作為とはこの行政不服審査法の中に「行政庁が法令に基づく申請に対し」と、ちゃんと書いてある。申請に基づかなくともいいのだといふ積極的な理由があるならば、この不作為といふ条項は変えなければいけないのじゃないですか。不作為による被害を不服申し立てできるといふ根拠は、どここの法律の中にそれがありませんか。

○政府委員(新谷正夫君) 不作為の場合はいかなる者が不服の申し立てができるかといふことは法律の規定にはございませぬが、この行政不服審査法の四條にございませぬように「行政庁の処分により被害がある者は、次条及び第六條の定めるところにより審査請求又は異議申立てをすることができ」といふことになつております。この「不服がある者」といふことばの解釈でございませぬ。従来、訴訟法

時代から「この不服がある者」といふものにつきます。これは、法律の規定は何もございませぬ。この「不服がある者」といふものにつきます。先ほど申し上げましたように、行政庁の処分等によりまして権利を害され、あるいは利益を害された者といふ解釈で運用されてきたわけでありませぬ。行政不服審査法になりまして、その点については従前と何ら変わりがないものである、このように理解できるものであります。したがって、処分をその不服の対象にする場合であつても、また不作為を対象にする場合でありまして、いやしくも権利を害された者であるといふこととございませぬ。それは不服の申し立てができる、このようにになると私は考えるのであります。ただし、この不作為の場合には、権利を害された者といふことがなかなか具体的に言えないのではなからうか。具体的な例をいましては、何もしないといふことは、実際の問題としてはちよつと私も適切な事例が頭に浮かびませぬが、おそらく不作為の場合には、その不作為そのものによつて権利を害されるというところは、おそらくことに希有な場合にしかないのであらう、こういうふうに考えるのであります。したがって、いづれにいたしましてもこの法律の解釈をいたしましては、処分なり不作為によりまして権利を害された者がございませぬ、それは処分の相手方とか、あるいは行政庁に對して申請をした者であるとかさういふ者に限定する理由はないのでございまして、権利を害された者であれば行政不服審査法の救済を受け得る、このように申し上げておく次第でございませぬ。

○松永忠二君 不作為によつて被害を受けた者の例をあまり知らないと言ふ。たとえば建築基準法に違反をして隣地に高い建物が建ててそして日照権を害されるとかさういふようなことで不利益をこうむつた、いわば午前中に話の出ていた訴訟などの問題が起つておるわけですね。だからさういふような問題について、それを言つてもなかなか

それを取り扱つてくれない。不作為によつていふ不利益をこうむつておることはたくさんあるんじゃないですか、幾つもさういふ事例は。建築基準法が完全に守られない、あるいは強制執行がでないといふことになつて、つまりさういふ不作為の被害を受けながら、隣人がこれを何とかしてくれといつて申し立てをしてきておるわけなんです。だからあなたが言つた不作為のために利益を害された人の例はあまり知らないなんといふことは、事建築に関する限りそんなことはないわけなんです。それが問題になつておるわけですね。それからこの建築基準法の不服申し立ての中に不作為といふことを特に入れてあることはさうだと思ふのです。それとも一つは、あなたの解釈だと、第四条の中の行政庁の処分には不服があるといふその不服といふところは、これは不作為に入つておるのだと、さういふさつきお話をしたね。第四条があるのだからいいですよ。二条の二項には「不作為」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し」と書いてあるけれども、第四条のほうには「行政庁の処分には不服がある者は、おそれる処分には不服があるといふ不服は、不作為も不服も入つておるのだからここに入つていまして、さういふいまの御説明です。さうなつてくると、それによつてこの「行政不服審査法第二条第二項に規定する不作為をいう」といふことは削つてもらいたい、行政不服審査法でちゃんとここに書いてあるのですから。それを活用することもできる。それから九十四条でやつていく場合においては、そのから九十四条に入つていないのは不作為も、あるいは処分も隣人でござんたので申し立てができるというあなたの解釈だ。それなら、この条項を削つたらどうですか、削ればあなたの言つたことはびつたり一致するじゃないですか、大臣もちよつと聞いてください。いま読んでみます。九十四条に、「この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による特定行政庁又は建築主事の処分又はこれに係る不作為についての審査請求は、当該市町村又は都道府県の建築審査会に對してするも

のとする」としたほうがいいのじゃないですか。そうすると、いま両者が話しているように、いや行政不服法の不作為にはそう書いてあるけれども、四条の不作為というところがそうだとしようとな変な解釈をするよりは、これを取ってしまつたらどうですか。取ればあなたの方でございましょう。に、それは隣人でもつけようです。被害を受けた者は不服を申し立てることができるのだというなら、できるように、ちゃんとわかるように条文を修正したらいい、大臣どうですか。

○政府委員(大津留温君) 現行法は、特定行政庁または建築主事の間違つた処分、または根拠をなさない不作為申請に対する確認をしないということに對しまして、国民の権利または利益を擁護するという趣旨から、こういう規定が設けられたものと考へます。で、建築基準法にかかるとは、不作為に關しましては、その取り扱ひをする官庁としては、建築審査会というものを定めて規定するといふ關係になつてゐるわけでございます。まして、この処分または不作為にかかるとは、行政不服審査法に基いて手続をとり、またそれに基づく解釈に従つて、取り行なうといふようにわれわれは解釈してゐるわけでございます。従來の処分または不作為に對する申請の権利者、申し立てをすることのできる範圍につきましては、以前の行政不服審査法ができました前から、同じような解釈のもとに運営されてきておりますので、私も特に他と違つた扱いをしてゐるというふうなふうには考へておりません。

○松永忠二君 それならさかのぼつて、それじゃこれは違反ですか、目黒の五本木のそばの石川正人さんが、製材所の建築違反と、住居地域の、用途地域の違反を東京都の建築審査会に不服の申し立てをしたが、違反の当事者でないからだめだといふのは、これは違反だと、そういうことですか、そういうことになるのじゃないですか。要するに、そこがあつてもなくても、両者お話しのとおり、いやそこはあつても、当事者じゃなくて

も、被害者であれば、隣人がその処分や不作為に對して、不服の申し立てができますと——大臣聞いていたでしよう。両者そう言つたのじゃないですか。そうおっしゃつたですよ。そう言つたのじゃないですか。そういう事実から考えれば、このあげたいわゆる確認申請を受け付けなかったのは違反だといふことになる。それから大臣、いまちよつと法務省の局長とのやりとりの中で、そんな、第四十条の処分不服といふのが不作為を含んでゐるといふ解釈であるといふお話ですけれども、この「不作為」とは、いふことはちよつと明確に書いてある。それをここに挿入してあるといふことによつて、その不作為が、それが引つかつてくるわけだから、もしも両者のおつしやるように、このカッ書きをこつたほうがむしろ明確になるといふふうには私は思ふのですが、この点について大臣はどうお考えですか。

○國務大臣(根本龍太郎君) どうも私は法律のあれになると少し弱いほうであります……

○松永忠二君 弱くちや大臣やちやいかぬじやないですか。

○國務大臣(根本龍太郎君) 専門家のやつておることでございますから……

○松永忠二君 常識的に言つて……

○國務大臣(根本龍太郎君) 常識的に解釈するならば、そういう法律専門家がなければ解釈できないような立法例はあまり好ましくないと思ひます。もつと明確にわかるようにする。それからいま事務当局がいろいろ答弁しておつたので、ちよつと私も理解しにくいのは、まず第一に、今回の事例によりますれば、建築審査会が、これは違法である、違反であるといふ、建築基準法に合つてないといふことは認めるけれども、しかしこれは却下するといふことはあまりにも、しかし定本で、どうも一般の国民の常識からすれば、一体何のためにそういうしやくし定本なことをするかといふ感じが非常に起ると私は思ふ。そこで私は政府委員の諸君には、そういうような場合、黙つておるといふわけにいかないのだから、

そういう場合は現実にこれは被害者があるわけですから、それを誤まつた判断をしたと見たならば、行政指導でその行政処分をやつた直させるか何かする方法を指導すべきでないかといふことを、いまここで言つておるといふことですが、その点事務当局の見解をひとつ申し上げておきます。

○松永忠二君 いいです。私は、いま大臣が最初に言つたように、私も別に法律の専門家でもございませぬ。常識的な質問をしてゐるのであつて、常識的に大臣も判断をされて、その判断からいへば、そうわざわざ回り回つた解釈にせんでもいいような規定にしたほうがいい、それが至当だとおつしやつておるわけですか。だから私はこの際、そういうことで見解が明確になつた以上、これはひとつ委員長も、自民党も、野党の皆さんもお聞きをお願いしたいのであらう。だから、さつきかこをひとつ取り扱つて、すなはち解釈ができるようにする。行政不服審査法に基づくものについては同法があるわけですから、これは生きてゐるのだからできます。たまたま大臣は、これは行政指導でやりますなといふお話ですが、これは行政指導でないのです。これは審査会に審査を求めるところでございます。審査会といふのはきつちと明確に規定をして、この条文の中に非常に重要なものとして審査会の構成もあるわけですから、だからこの審査会に不服を申し立てて審査をすることによつて、最も公正なものが期待できるわけですから、何も行政庁がいままで適切にそういうことをやつていればこんな話は出てこないのですから、行政指導でやつてゐるのはだめなんです。行政指導でやつてゐることより、もつと明確に、さつきからここで話が出ておる、不服についてはちやんと審査会に申し出て、審査会は受け付けたら一月以内に裁決をしななければいけない、審査会の構成はこうなつておる。要するに、行政庁の不作為とか処分で不利益をこうむつた者がこれの不服の申し立てをすることができると、明確になつてゐる。さつきから繰り返して話をしておるうちに、申請をした当事者だけではない、それに

○國務大臣(根本龍太郎君) いま事務当局からなせこういふふうにしたか、もう一回説明いたさせます。いま聞いておつた範圍内では、先ほど答弁したように、私は法理論とか何かを抜いて、さつきの答弁からそういうふうには感ずるけれども、しかし、専門家の諸君が理由なくしてこういうことをやつたとは思はれないので、何のためにカッコを入れてこういうふうにしたかといふことについて立法をした当事者の意見をまず申し述べさせていたきたいと思います。それからまたさらに進めていたきたいと思います。

○政府委員(大津留温君) 九十四条の不服の申し立ては、法務省の御解釈のように、この申し立ての相手は建築審査会といふことを明示したのがその趣旨でございまして、「特定行政庁又は建築主事の処分又はこれに係る不作為についての審査請求」が行なわれるものであるといふ点については、行政不服……

よつて被害を受けた隣人も、これは不作為もあれもこれもできますと九十四条は入つてゐるので。再々繰り返して局長は、行政不服審査法にこう書いてあるからできるのですと、それからまた住宅局長のほうは、前には何かそういうようなこともあつたが、このごろはそれも入つてゐる——さつき言つたじゃないですか。そういう解釈もありますから、そういうことによつて——そんなことというなら私はこれで……速記録調べてからやりますよ。さつきさう言つていたじゃありませんか。皆さんお聞きしてゐるでしよう、さう言つてゐることは、要するに、被害を受けた者は、いや九十四条に基づいてその処分について、不作為について申し立てができますと、ただこの九十四条は手続だけを特別なものとしてきめたのですと、最初から言つてゐるじゃないですか、さつきから。もうそんなへ理屈なあれはやめてもらつて、御答弁はやめて、大臣がさつき言われたように、端的にこれとつたらどうですか。とつたらこれでもつてわかるじゃないですか。とつて悪いといふ理屈はどこにあるのですか。

○國務大臣(根本龍太郎君) いま事務当局からなせこういふふうにしたか、もう一回説明いたさせます。いま聞いておつた範圍内では、先ほど答弁したように、私は法理論とか何かを抜いて、さつきの答弁からそういうふうには感ずるけれども、しかし、専門家の諸君が理由なくしてこういうことをやつたとは思はれないので、何のためにカッコを入れてこういうふうにしたかといふことについて立法をした当事者の意見をまず申し述べさせていたきたいと思います。それからまたさらに進めていたしたいと思います。

○政府委員(大津留温君) 九十四条の不服の申し立ては、法務省の御解釈のように、この申し立ての相手は建築審査会といふことを明示したのがその趣旨でございまして、「特定行政庁又は建築主事の処分又はこれに係る不作為についての審査請求」が行なわれるものであるといふ点については、行政不服……

○松永忠二君 行なえる人はだれかを聞いてい

る。

○政府委員(大津留温君) 当初に御答弁申し上げたように、この申し立てのできる人は、原則として、この処分を受けた、申請をして確認を受けた、あるいは確認が却下された、あるいは不許可になったというその申請をした者並びにそういう申請をしなければならぬといふまでもなく、何らの処分を受けない、こういう者でござい

ます。ただ、建築主事が間違つた確認をした、これは確認すべからざるものを間違つた確認をした、このために権利を侵害されたという者は、申請の当事者ではございませぬけれども申し立てができる、こういうふうには私どもは解釈をしております。これは先生が一番初めにおっしゃったのはその原則をおっしゃったので、私はそれとお答えし

ました。それから、さらに厳密に言いますならば、間違つた処分をして権利が侵害された者も不服審査ができる。それはいづれにしても処分があつた場合でございまして、不作為といふことによつてそれで申請者以外の者が権利を侵害されるという

ことは、法務省の民事局長の御答弁のように、これはまず考えられないから、そういうものは入ってこない、それが私どもの解釈でござい

ます。ただここでつけ加えておきたいと申しますと、松永先生がおっしゃらんとすることは、この申請に對して何らの処分をしないといふことでなく、この基準法に基づいて特定行政庁が違反是正の命令を出したり、工事の除却を命じたりといふ是正命令をしないことについてこれを不作為とお

っしゃって、それに対して何らかの不服申し立てができるかできないかというお話が、先ほどからあつたよう

でございまして、それはこの条文でいふ不作為には当たりません、また処分にも当たりません。したがつてそういう場合は九十四条によ

りまして、あるいは行政不服審査法によりまして、この対象には取り上げられていないといふこと

でござい

ます。

○松永忠二君 話はわかりましたよ、それでいま

のお話で、したがつてその不作為といふカッコが

入れてあるのは、カッコを入れてある以上、この

不作為が働くのは、要するに申請者でなければ働

かないといふ解釈だといふことと、さつきこの

の解釈と違ふんです、局長の言つてゐることと

違ふ。どうでしょう、局長、違つたら違つたで間

違ひは正せばいいんですよ。

○政府委員(新谷正夫君) 私も若干誤解してお

つた点があるかもしれませんが、また表現の足りな

かつた点もあつたかと思ひます。私が最初御説明

申し上げました不服審査申し立てをすることがで

きる者はいかなる者かといふ一般論をいたしまし

て、訴訟法時代からの解釈、それがまた行政不服

審査法に至りまして同じ解釈であるといふこと

を申し上げたわけでございます。これは原則的に

その処分等によりまして権利を害された者でなけ

れば不服の審査を申し立てる利益がないわけであ

ります。さつき、そういう者でなければならぬ、こ

ういふことを申し上げたつもりでござい

ます。ただ先ほど建設省からも御答弁がございま

した、松永先生のおっしゃいました案件が、この不

作為の案件かどうかといふことにつきましては、

これは若干疑問があるようにも思われるのでござ

いまして、これが純然たる不作為の事件、すなわ

ち行政庁に何らかの処分を申請してそれを行政庁

が何もしないのであらうといふ場合の不作

為でござい

ますれば、これは不作為についての規定によつて

その不服申し立てができるわけであ

ります。その不作為の場合の規定は、行政不服審

査法の七条に特に規定がござい

ます。この七条によりまして、この行政庁の不作

為については、当該行政庁の不作為を申請した

者は、異議申立てがあるいは審査請求のどちらか

をする

ことができます、このように書いてございま

す。しかしこれととも私最初に申し上げましたよ

うに、権利を害されたといふことがなければこの

申し立ては実質的には立たない、こういう趣旨で

申し上げてゐるのでござい

ます。法律の規定として

はここにありま

すように、不作為の場合には七

条の規定といふのがござい

ます。おそらく先ほど

の具体的な案件でその申請をした者でなければなら

ぬといふ判断が下されてゐるよう

でござい

ます。それはこの七条の規定によつて言つておるの

が、

じゃないかと思ひます。私が申し上げたのは一般

論としてこの不服申し立てをすることができる者

はい

なかる者かといふことを申し上げたわけであ

ります。

○松永忠二君 それではあなたに最後に聞きま

す。不作為については、これによる被害について

は、被害を受けた者がこの九十四条により不服

申し立てができるんですか、できますか。

○政府委員(新谷正夫君) それは九十四条の規定

がござい

ますので、できるわけでございます。

○松永忠二君 それは要するに直接被害を受けた

者であらういふわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) 被害を受けた者が不服

の申し立てをすることができ

るのであります。でも、この法律の、いま申し上げました行政不服

審査法の七条では、不作為の場合には「申請した

者」と書いてあります。申請をした者であります

けれども、被害を受けていなければ申請してもそ

の請求は立たない、こういうことを申し上げてお

るわけであ

ります。実質的に申し立てできる者は

いかなる者かといふこと

でござい

ましたので、その被害を受け、権利の侵害された者、これが要件

だといふことを申し上げておるわけであ

ります。

○松永忠二君 そうなると、いまだんだんやつて

くると、不作為といふことは申し立てできるんだ

といふ話ですか、これはそつちと全く同じじゃな

い

ですか、そういう御答弁なら一致したわけ

です。そこで大臣、さつきから話が出ておるの

は、要するに処分について被害を受けたときにはこれは

九十四条は適用を

できます。不作為についてはこ

の申請者でなければ

できませんよ、できません

と、そういうことが結局九条のものと、こ

ういふ話が出たわけ

ですわね。つまりその処分が誤

りであつて、基準法違反の処置をした、そのため

に被害を受けたといふことで申請をしない

はか

の者が処分の不服の申し立てをすることができ

る、いいですか、ただ行政庁がなかなか停止をさせ

たり、立ち退かせたりする、取り払つたりする、そ

ういふことをやら

ない。そういう不作為に伴うと

ころの隣人の被害、申請者でない被害者につ

いてはこの不作為の九十四条は

当たりませんよとい

うのが、いまの最終的な答弁であつたと思ひ

ます。私はそれは間違ひないと思ひ

ます。しかしそれでいいで

しょうか、それでいいとお考えになりますか。い

わゆる基準法違反の行為をした処分についてはそれ

はできる、しかしその行政庁が、特定行政庁がこの

いろいろな停止であるとか、あるいは取り払いと

か、そういうふうなことをやらない、そういうこ

とがちつとも行なわれない、そのためにもう見る

間に家はできて日は当たらなくなる、騒音は出て

くる、ぐあいが悪いといふときに、この不作為は

だめですよこれは、といふことをそのままにして

おいていいで

しょうか。そういうことがむしろ多

いんじゃないですか。そこにあげてありますが、

そこにあげてあるのは、そのあとのほうに……。

○委員長(大和与一君) 速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(大和与一君) 速記をつけて。

○松永忠二君 たとえばいま言つたように、ここ

に中国文学の竹内好さんが独力で違反建築と戦つ

た。次々と役所へ言つていつたつて何もやつてく

れないといふんで

しょう。それでどうとう工作物

建築禁止請求を十回もやつたりなんかして、それ

で何かし

まいには話し合ひといふことになつたよ

うです

がね。だから、言つてつたつて何もやつちや

くれないわけ

です。それで不作為で

ど

んぞそれをやつてくれと言つたつて、これはもう向こ

うのほうでそれをやらなければ、直接被害を受けて

いても当事者でなければだめだといふやうなこ

とになる。それよりもつとすな

おに、要するに処分

が間違つてい

ればもちろん不服の申し立てもでき

る。それからまた不作為が行なわれてそのために

被害があるといふことを審査してくれと言つたら

ば、そういう点を審査会が審査をして、そうして

このための被害はそんなにたいしたものじゃないとか、あるいはこの建築物は違反ではないし、それに対しては被害はないから、それはあなたの言っていることはあれだというふうに処置をしてくれればいいわけなんです。だからもっと、さっきから言うように、行政不服審査法の不作為というのは行政不服審査法でちゃんときめてあるのだから、間違いないわけですよ、そんなことはね。だから間違いないわけだから、この規定をとれば、つまり隣人といえども、被害というものがあると言え、それを不服を申し立てることができるようになるわけだ。事実不作為によって申し立てていっても、なかなかそれを実行してくれない。早く取り立ててやってくれない、処置をしてくれない。そこで、つまり不満が出てきていろいろするわけですよ。だから、私は、むしろそういうものの救済措置も考えなければいけないのだから、別に行政不服審査法の不作為を変えなさいとい私は言っているわけじゃないのですからね。だから、この条文の不作為というのは、処分と同じように、不作為でもそれによって非常に被害があったと判断して出してくれば、不服の申し立てをしてくれば、審査会を開いてみたら、それはそうじゃないとかできるわけですよ。ところがあなたの話だ、こういう言い方をするわけですよ。さっきからの話によると、違反の事実はあるけれども、当事者でないからだめだということとは、ないわけですね。さっきの話によるとこれは間違いだということははっきりしたわけですよ。それじゃこれはまたおきますよ。それじゃこれがいいというなら、今度また処分のことについてでもこれじゃしやうがないじやないかという話になりますからね。これはまああとでちよつと聞きますけれども、その不作為に伴ういわゆる不利益をそのままにおいていいのかどうかということ、私は大臣に聞いているわけですよ。いま大臣に、突然そういう話をあなたに聞くわけじゃないでしょう。いろいろな経過の中からお互いが判断をして考えてみて、当事者の不作為、当事者そ

のもの、の不作爲行為については、行政不服審査法でちゃんと明確にしてあるわけだから、それでいいじゃないですか。しかし、ここにいる不作爲という場合には、処分と同じように——処分だからその不服ができる、不作爲だから不服はできない——ということ、へんばな考え方じゃないか。そういうものを救済する必要があるんじゃないか。いやこれは変えなくていいというなら、どこで救済をしてくれるというのか。私は、そういう意味で、やはりこれはおつしやるようにとつたほうがいいという判断をするわけなんですよ。それについてまああとで大臣答弁してください。それからもう一つ——いま言った処分のことをあとでもう一度聞きますから……。

○政府委員（大津留温君） この違反建築が非常に多くて、それによって被害を受けておられる方もございます。そういう方がその違反建築の取り締まりを特定行政庁にいろいろ通報して要請しても、なかなか取り締まりを徹底してやらないという御不満、これはもう非常に再々伺っております。で、今回の改正もそういうことで取り締まりを一そう有効にやろうというのが眼目でございますが、そういう取り締まりをすべきことを役所がやらないと、それもまあ不作為というところの中には、そういうことも不作為と言えますけれども、この法律で言う不作為というのは該当しないわけでございます。それはかりにそのカッコをとったとしたしましても、行政不服審査法が、そういう行政の処分をする、あるいは処分をすべきところを——その処分というのは、その申請があつて許可するとか許可しないとかということですが、そういうことに対しての救済を目的とした法律でございますから、そういう取り締まりをやらなないということについては、この法律によるのじやなくて、また別の方法によらざるを得ないと思うのでございます。そこで、建築基準法の違反につきましては、前回もここでお答え申し上げましたが、その特定行政庁にまず申し出ていただく。特定行政庁もなかなかぐずぐずしてはつきりした措置を

とらなという場合には、東京でいえば区役所が扱いますから、その上級官庁としての都がござい  
ます。都のほうに申し出ていただく。都が行政監  
督に基づいて指導をする。さらには建設省に申  
し出ていただければ、建設省が都にいろいろ指示  
もいたしますし、また都を通じて国も行政指導を  
するということによって扱うのが筋かと思いま  
す。そこで前回も御質問があつてお答えしたので  
ございますが、それじゃこの建築審査会というの  
は、そういう場合に何らの役に立たないのかとい  
うことでございますが、この建築審査会が不服の  
申し立てに対する審査ということではなく、特定  
行政庁に対していろいろ意見を言うということが  
できますので、そういう意見を言うという権限に  
基づきます。そういうったお申し出があれば一つ  
一つの案件についてどうしろ、こうしろというこ  
とは適当でございせんが、一般的な処理方法と  
してこの基準法の施行上特定行政庁のやり方が適  
当でない、こういうふうにも、とすべきじゃな  
いかという意見を申すことはできますので、そう  
いう形で取り扱つたらどうかということを前回も  
申し上げましたが、そういう考えでおります。さ  
らには最終的には裁判所に訴えてその権利なり利  
益の救済を求めるということが最終の手段として  
残されておると、こういうふうに考えます。

○松永忠二君　だめですよ、そんなのは。そんな  
ことを、こういうところがあります。こういうと  
ころに申し出る方法がありますと……私この前  
ちよつと二宮さんに対する大臣の答弁を聞いてい  
ましたが、そういうことのないようにしますと、  
こういう話です。それでできれば何も問題はない  
わけですよ。そういうことが現実に行なわれない  
から、だから不作為についていろいろ問題が出て  
きているわけなんですがね。だからそういうこと  
をするならなぜ――不服それからまた建議という  
方法があるという話だけれども、そんなことで……  
建議というのはそんなことをやるための審査会の  
建議ではなくて、もっと広い意味のいわゆる審査  
会の建議であることは、もう申すまでもないわけ

です。そういうことを一々建議したら建議というのは少しおかしい結果になってしまふわけです。だからあなたがおっしゃったように、そういう措置がありますとか、やらせます、大臣の言うようにそういうことのないようにいたしますというなら、よけいにここへ不服申し立てができるようにしておけば、そういうところまでいかぬものも措置をされるし、そういうものがなかなか実行できないものについてだって、この不服の申し立ての救済もできるわけだから、だからこの不作為を、そういうカッコ書きをとっておいて、それができるようにしたほうがいいでしょう。いやもう大臣そんなに事務当局のことばを聞いたつてしょうがないですよ。さつきから私が言っているように、行政不服法の中の不作為を変えなさいということを書いてあるのじゃないのですよ。しかし、ここであいう、この基準法における不作為というのがあって被害を受けたということが事実あるわけですから、それから一番初めに言ったとおり、こういう違反建築とか、いろいろの問題については、そういう投書とか、不服の申し立てとか、いろいろの問題で発見しておるものも非常に多いということを言っているわけなんです。だから、そういうものが不作為による被害が救済できるように——当事者については行政不服法を使えばいいのじゃないですか。行政不服法でちゃんと書いてあるのだから、それでやっていけばいいじゃないですか。そうでないものについての不作為の被害を救済するには、これをとる以外にいい方法はないですよ。そのほうが的確にそれらの人に対する措置が考えられることになるのじゃないですか。いやそんなことを……それができませんという理由はないでしょう。いや役所がやります、ここに申し込んでください、またそんなことはないように取り締まりをいたします。そんなことでできるなら、これはけっこうだけれども、そういうことも一生懸命やってもらわなければいけない。しかし、そういうことでも、なおかつ不安があれば大いに

ちゃんと門を開いて審査会に持ってくる。いや審査会の権威があるからそんなことは考えられない、そんなたわいのないことを言っていないで、もっといまだで不作為の被害の事実にかんがみて、不服申し立てで処分ができるようにしてやるのが当然のことじゃないですか。これを入れたためにそういうことになってしまったのです。これは現にこれを入れたのは昭和三十七年の九月十五日の法改正でこういうものを入れたのです。行政不服審査法というものが明確になってきたので、こういうことを入れたのでしよう。入れたから行政不服法によってそういう拘束が、極端に言えばできたことになってしまったということになるのです。だからこの際、こういうものをつくって建築基準法はざる法でないことを明確にするために、これを作るのはあたりまえです。私はいまのような説明じやとでもじゃないが納得できませんよ。当然のことじゃないですか。この前もこの話が出てあたりまえのことであって、いままで言った大臣の趣旨を尊重すればそうなる。

○政府委員(大津留温君) このカッコが入りましたのは、昭和三十七年に行政不服審査法ができました場合に、その用語なり定義を統一するといいますが、明らかにするために入れたわけでございます。このカッコを入れて、そういう定義を明らかにする前は、それじゃ先生のおっしゃるように、違反の取り締まりをしないことによって被害を受けたという人が不服の申し立てができたかといいますが、それはやはり現在と同じ解釈で、そういうのは対象にはなっていないわけなんです。大体この行政不服審査といいますが、公権力の行使としての行政処分がなされた、あるいはなされるべきになれないというところに対する救済規定、救済制度というのが行政不服審査法でもございまして、また九十四条の趣旨でございまして、そういう違反の取り締まりをしないというところに対して申し立てをするという、それを建築審査会にするというのは、ちよつと審査会の性格なり、こういう制度の趣旨からいってそれはちよつ

と違ふのじゃないかと思ひます。そこで、やはりそういう権限を持つておる特定行政庁、つまり区役所、区長あるいは都知事さらには建設大臣というところ、区にそういうことを申し出られて、そこで取り扱う。さらにそれで不十分だと認められる場合には、民事裁判によって権利の救済を求めるということが、従来におきましてそういう筋道でございまして、それがまあ適当だと思ひます。

○松永忠二君 従来、これが入らないときもそういう趣旨で取り扱ってきたということについては、そういうことはいいでしょう。そんなことは、あなた方がそういうことを……何も審査会を、ここにあるように、あなた方は規制することはできないのじゃないですか。地方のあれはやるのですから。事実それを取り扱ってきたように言われておる。それが、これができたために当事者でなければだめですよという話になって、結果的にはそれができないということになってしまった。だから行政不服法ができたからこれは入れたという話になっているのです。だからそれをとって当事者でなくても現実に被害を受けている者であれば、この不服の申し立てをするこのほうが、むしろこれがなかった当時と同じような活用をさせるという意味から必要じゃないですか。この点はいまのような御説明ではとてもそれよろしゅうございまして、それは言えませんが、それから大臣、いやそんならもう一つ訴訟で取り扱ったらどうだというお話がちよつと出ていますね。さっきの事例を訴訟で取り扱ふとすれば、局長何でどういふふうに取り扱ふのですか。

○政府委員(新谷正夫君) ちよつと私もこれは見当が付きませんが、行政庁の処分がないわけでございます。何もない場合に訴えをもってその是正を求めるといふことは、現在の訴訟制度にはどういふ形で載せていいか、私はちよつと何とお答え申し上げかねるわけでございます。

○松永忠二君 私が言ったのは、ちよつと飛躍したのでそういう御答弁でしょう。いま事例を出し

ましたような事例ですね、さっき話の出た事例ですよ。要するにいままで私道であるかないかは別として、そこに半分までは、二メートルまでは自分の所有地だということを出しておきますね。それを確認申請を認めたわけですね、当局は。そういうふうな事実について、これをいわゆる審査の不服というこの九十四条でなしに取り扱ふということになれば、どういふ方法でこの訴訟に出ていくことになるのですか。それどういふふうにお考えになりますか。私はこうなると思うのですよ。これは民法二百十条の中に、「袋地所有者の囲繞通行権」というものがありますからね。これで民法に基づき、二百十条に基づいて民事訴訟法に持つていかざるを得ない、取り上げてくれなければと思うのですが、どうでしょうか。

○政府委員(新谷正夫君) 通行権がありますれば、もちろんその通行権の確保のための措置はとれるだろうと思ひます。なお所有権の侵害があれば所有権の回復を求めることもできますし、また別に損害賠償、不法行為による損害賠償の請求ということも可能だと思ひます。そして、それぞれ具体的な案件によって訴訟物というものがきまつてくるわけでございます。一概にどうだということをおちよつとここで申し上げるわけにはいきません。

○松永忠二君 私が言っているのは、それよりは、いま言ったようなこの二百十条、袋地所有権の囲繞地通行、かりに袋地であったとすれば、「或土地力他ノ土地ニ囲繞セラレテ公路ニ通セサルトキハ其土地ノ所有者ハ公路ニ至ル為メ圍繞地ヲ通行スルコトヲ得」というようなことが出てくるわけでしょう。だからそういうことで裁判所に訴え出る。さっきの話で言えば、日照権の問題について言えばそれは不法行為という、そういうことで訴えて、それでその現実に日照権の問題になっているわけですね。民事訴訟法によって問題になっている。そこで私はそういう法律を適用していく。それではこの法律でかりに勝つたとすれば、勝つたとしてもこれは単に損害の賠償をしなくては

けですね。そうでしょう。これは損害という意味の賠償をしてくれるだけであって、もしこれを審査会に訴えて、不服申し立てをして、審査会がこれはだめだというふうになってくれればどういふことになるかという、審査会に対して行なつて、それが裁決をされてくれれば、その裁決に不服であれば建設大臣に再審査請求ができるということになっている。同時にまた行政不服法の適用の権限もあるわけですね。それがまたけしからぬということになれば、行政事件訴訟法の適用もされるわけですね。だから不服があればこういう段階を追つてやっていくこともできるわけなんです。それからまた、もしこれが、人の言うとおりで、これはいかぬ、もう私道であつて、これは私道として建築基準法にいう道路である。と認めて裁決があつて、これはそこへは建ててはいかぬというこ

とになつてくれば道路に建築はできない。まずそれもやめなければいかぬ。それからまた今度は東京都には斜線制限というのがありますから、それですぐそれでもそんな六階建ての建物を建てることはできないわけですね。今度改める中にそういうものができている。これはすでに東京都でやつていっているわけですね。だからそういう基準法としての保護を受けることができる。法律的にも段階を追つていくことはできる。それは九十四条の不服申し立てればそれができるとすればそういうことができるけれども、訴訟がありますよとおっしゃる。訴訟でかりに、勝つてもただ被害の損害を賠償してくれるだけで、そのほかは何も働かないということになる。それだから私さっきから言っているように、不作為についてもいわれるこの九十四条を適用させるべきだ。不作為による被害が明らかであると認めた場合は、それを審査の請求をする。審査してだめだ、こういうことになればそれで足りるのだから、だから審査というこの九十四条を適用することが、いかに今後段階的に保護されていくかということになる。九十四条を適用されないことによつては民事訴訟法という手段、方法がなくて、それは不作為の

場合でもこれは単なる損害の賠償だ。その損害の度合いがわからないといつて、いままでは却下されたりなんかしているわけでしょう。そういうことになるとややこしい話になるのだが、これならばそれがすつとよくわけだ。だから不作為というのは何もここで非常に狭くというか、行政不服法ができたので、カッコの中に入れたようだけれども、それをとっておけば地方の審査会によつてはこれはすぐ取り上げることもできる。何もそれは必要ない。ここにカッコがあるからこれは行政不服法の不作為だ、だから当事者でなければだめだといつて却下したり、それはだめですといつて受けつけないわけですか。だから受けつけて、それが九十四条適用にして保護してやつたほうがよい。その点を私は大臣にお聞きをしたい。ややこしい条文のあれとは別としてそういう手段方法があり、かつてはその行政不服法ができないうときは、そこには字はなかったのだ。その不作為は行政不服法を適用してだめだといふ審査会の審査の結果あれもあるかもしれないけれども、それをやはり不作為といふものはそうすべきである。従来これがないときにはそういうことを盛んにやつたのだから、そうすればそういう手段、方法があるのだから、当然私はこの際そういうものをとっておきたい。これを入れたために、かえつていわゆる不作為といふのが非常に狭く解釈をされる。厳密に解釈されるにはできないものであれば行政不服法がちゃんとあるのだから、行政不服法のつとつた行政訴訟をやつていくときには、行政不服法であつたのだめですといふようなこともあるでしょう。だからそういう、そこまで否定をしてい

るのではないのであるから、これはそういうことによつて現実になかなか何度も何度も言つていって、これはさっきのお話のようにならぬところへ言つていったのです。市役所も、というわけです。何回言つていったかわからない。苦情を言つてくれない。何度言つていったつて取り上げてくれないといふことになつちやつて、結果的に

には法の適用をしていたわけですか。十回もその判定でやつた。やはりそんなことはしないだつて、当然こういうことによつてやつていくべきだと私は思ふのです。大臣純粋な考え方を聞かしてくださいます。

○委員長(大和与一君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大和与一君) 速記をつけて。

○政府委員(大津留温君) 松永先生のお出しになりました例二つございますので、この二つちよつと事例が違いますから、扱いも異なつてくると思ひます。このあとの私道をつぶされたというケースでございます。小柴さんという所有者の方、このケースは先ほどもお答えしましたが、建築主事とその私道をいわけ廃止して、その上に建築を認めたとすることは、これはよく調べてみなければわかりませんが、あるいは間違つた確認であるかもしれない。そういう場合には建築審査会がそれを取り上げて審査の対象にいたします。これは現に東京の建築審査会も受理していま審査中と聞いております。したがつて、小柴さんの例は建築審査会の裁定で、あるいはおつしやるように、それからさらに大臣に対する再審査あるいは行政訴訟といふことで救済を受ける道もございます。またこれを民事訴訟起こす場合は、その私道について小柴さんが所有権の一部を持つておるとすれば、その所有権の回復といふことで……

○松永忠二君 それはないんです。自分のところは二メートルこち、向こうは二メートルの向こうやつてゐるんだから、直接の権利じゃないんですよ。

○政府委員(大津留温君) それからもしそれによつて受けました損失については、損害賠償の請求ができるということでございます。

それからもう一つの例としておつしやいました石川さんの例ですね。これは建築確認という処分がない、無届けのまま違法の建築をしたという例でございます。これはそういう確認という処分もございせんし、したがつて、九十四条には乗つ

てこないといふことで審査会がこれを受け付けなかつたと思ひます。しかし行政不服審査でそういう救済を受けるといふことのほかに、いまおつしやいましたように、違法建築によつて利益を侵されたという場合には特定行政庁、そういう取り締まりの権限責任を負う特定行政庁に申し出ていただく。特定行政庁がもしやらない場合は、その上級官庁に申し出ていただく、そこで最終的には建設大臣が行政指導でそれらの措置をさせるというのが筋道でございます。これはこの石川さんのケースまで建築審査会に持つていくということはおそらく法務省の御見解も、あるいは法制局等の見解も、それはちよつとこういう行政不服審査という制度になじまないといふことで、御容認はいただけないと思ひます。やはりその処置をすべき責任を負うところに申し出られて、それが処置をする、それでなお救済されないときは、裁判所に訴えるといふことによるほかはないと考えます。

○松永忠二君 そうなればまたもとに戻るのです。いま石川さんの場合においては、建築率違反で用途地域違反でしようね。そういう処分をしたわけですが、東京府がその処分に対して当該の人じゃないけれども、そのそばの人が被害を受けたからというので、その処分の不服があるといつて不服の申し立てをやるわけですか。それはさつきから話があつて、それは処分はいいですと言つたじゃないですか。当該の人じゃなくなつて、それによつてそばで違反の建築の当事者がそういう処分を受けた。その処分について自分らはそばにいて被害を受けるから不服を申し立てた。その処分はいいと言つていたじゃないですか。それがまた悪いといふことじゃ、またもとへ戻つちやう。そんなばかなことを言つちや困る。だからそんなことはないといふから、不作為のことだけ取り上げてゐるのに、また石川さんの場合もこれはだめですといふことになれば、またもう一回もとに戻つて、それじゃ当該の人が——だからそのために私は最初聞いた。あなたは最初これは当該の人じゃなければ適用し

ませんと言つたじゃないか。第九十四条の不服申し立ては隣人じゃだめですと初め言つておいた、言つたんだけれども、このごろはこういう解釈もあつてという話になつてきて、いやこの処分について違反をした処分ですよ、つまりいわゆる確認申請が違反をしているじゃないですか。建築率違反をし、それから用途地域違反をしている。その処分に対して、その処分による被害について隣人が言つていったものを、それは不服の申し立てに当たると言つたのに、今度それもだめだと言ふなら、もう一回初めから質問し直さなきゃだめじゃないですか。

○委員長(大和与一君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大和与一君) 速記をつけてください。この問題につきましては、当局のほうは大臣を中心にして相談をされて、次回の委員会の冒頭に大臣から責任のある御発言をいただきます。また松永委員の御要望もありますから、理事会をそれまでに開いて、こちらの理事会としての一応取りまとめをいたして、それもそのときに報告いたします。

○松永忠二君 そこで、大臣、それでは外国はどうなつてゐるかといふことで、外国ではそれらのことが、その点をひとつ外国の事例を法務省のほうから聞かせてください。そういうような問題について隣人の不服申し立てといふようなことを取り上げるものについて、そういうものについて、外国ではどういふふうな法規制をしているのですか。これをひとつ聞かせてください。

○政府委員(新谷正夫君) 私どものほうは行政上の不服の制度につきましては所管でございせんので、法務省としては調査いたしております。

○松永忠二君 私は、それはおかしいと思ふんだ。午前中に聞いている日照権の問題等については諸外国はどういふふうになつてゐるかまだ調べてない。裁判所で裁決した何かをしてゐるときに、外国では日照権の問題について隣人が訴え出たときにはそれはどういふふうな規制のしかたをして

いるかというのを調べてないんで、そんな怠慢のことを認めることはできませんよ。法務大臣を連れてきなさい。もしそれなら、そんなばかなことはいらないですか。日照権の問題について隣人がその不利益をこうむったものについて不服の申し立てをする、こういうような事実が外国ではどういふような規制をされているかというのを、われわれ知りませんということは認めるわけにいきませんよ。そういう事例は十分調べておいて至当なことなんです。日照権の問題について言えば午前中そういう話だ。

○政府委員(新谷正夫君) 先ほどの御質問は、行政上の不服の審査の問題はどうなっているかというお尋ねでございましたので、この行政不服審査の問題は、法務省の所管でございまして私どもは調査いたしております。と、こう申し上げました。ところが、ただいまの御質問は日照権の問題でございまして、この日照権の問題は、司法上の救済の問題であらうと思えます。司法上の救済の問題といたしましては、これは各国の日照権そのものを取り上げた司法上の救済制度というものの、私どもも気をつけて調べておりますけれども、いまのところ具体的な立法措置をとったという例は見つかっておりません。ただ外国は実際の扱いをどうしているかということになりますと、これは裁判所が具体的にこの問題と取り組んでいるようでございます。これは広く学界でも紹介されているのでありますけれども、これも考え方が非常に多岐にわたっているのではないかと、いふうにかがえるのであります。統一したものが各国に共通してあるというものではございません。たとえば不法行為の面からこの問題にアプローチしていくという立場、あるいは相隣関係の問題としてこの問題と取り組んでいくという立場、こういう二つの大きな流れがあるようでありまして、外国の場合にもそういった観点からこの問題を処理しているようでございますけれども、いずれにいたしましても、司法上の救済制度として日照権という問題を正面から取り上げたものはないようでございます。

でございます。

ついででございますけれども、わが国はそれではどうしているかということになります。これは大体学説判例、例の傾向をいたしましては、不法行為の問題として、特に権利乱用の理論によりましてこの問題を解決している、というふうに御理解いただいてけっこうだと思います。もちろん日照権そのものを取り上げました裁判例はあまりございません。やはり日照権に限らず、あるいは騒音とかその他のいろいろの生活を妨害する事態に立ち至りました際に不法行為、特に権利乱用の理論を用いまして裁判所が救済をやっているというのが実情でございます。いろいろこの問題は複雑な問題をばらんでおります。ことにそれぞれの事情がみな違いますだけに、各国においてもこの日照権という問題を正面から取り上げて規定することとは困難だということ、あるいは地理的、地域的な事情もあるかと思うのでございますが、わが国の場合におきまして、この点につきましましては、いろいろの面からこの日照権の問題を取り上げて解決しようというのを、裁判所で現行やっておりますというのが実情でございます。いろいろ立法措置を講じたらどうかという御意見もおありのようでございますけれども、一律にこれをどうするということをや法律の規定として設けることにつきましては、非常に困難があるようにも思われるのでございまして、私どもとしては、裁判所の動向等もながめながら今後とも研究してみたい、このように考えておる次第でございます。

○松永忠二君 そんなら行政不服審査法のようなそういう形の法律は、外国ではどういふふうになつておりますか。

○政府委員(新谷正夫君) この点は最初申し上げましたように、これは私のほうでは調べておりません。行政上の処分の問題でございますので、法務省の民事局としては調査いたしております。行政不服審査法はこれは総理府の所管になっております。そういう意味合いで私のほうの所管ではございませんので調査いたしておりません。

○松永忠二君 所管が行政管理局になるのですか。それとも法務省の関係ではそういうことは全然……行政訴訟法が何かの関係でやっているのですか。

○政府委員(新谷正夫君) 行政管理局であると思ひます。法務省の所管ではございません。

○松永忠二君 法務省はそういうことについては何ら関心はないのですか。

○政府委員(新谷正夫君) 関心がないことはございませんが、私のほうから積極的にこの問題を取り上げてする立場にはございません。所管の省からいろいろ御相談ございしますれば、十分御協力は申し上げております。これは行政不服審査のみに限った問題ではございません。

○松永忠二君 関心があるそうですから、関心がある程度でどうなっているかお話を聞かせてください。

○政府委員(新谷正夫君) この法律そのものが、先ほども申し上げましたように私どもの法務省の所管の法律でございまして、私どものほうから積極的にとやかく申し上げる筋ではないと思っております。この法律を立案いたしましたのも、たしか行政管理局であつたと思ひます。したがいまして、そちらのほうでまずイニシアチブをとられましてこの研究に入つていかれるのが相当であらうと、こういうふうに申し上げておるわけでありまして。

○松永忠二君 私、行政訴訟法なんかの関係について、いわばそういう訴訟に関する法律の関係は法務省ではないのですか。そういう問題に關係があると私は思ふのですけれども、それはどうなんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 行政事件訴訟法は法務省の所管でございまして、これは私どもの省の所管ではございませんけれども、所管の部局は現在法務大臣官房の訟務部の所管になっております。民事局はこれに關係いたしております。

○松永忠二君 そうすると、いまのあなたのお話、私いま初めて聞いたのですが、行政事件訴訟

法、この關係に類似した外国の状況はどうなっているのですか。それはあなたの所管じゃないからそれはわからぬのですか。そうすると、あなたの局でわかるのはどういふことなんでしょう。

○政府委員(新谷正夫君) 私どものほうは、まず先ほど申し上げました民事上の実体法の問題、これは私のほうでやっております。ただ、これも一般の行政指導とかなんとかいふことはいたしております。民事に関する基本法令の立案をやっておりますわけでございます。行政上の問題としてこの民事問題に、私どものほうでは積極的に関与するわけにはまいりません。民事上の紛争につきましては、これは裁判所の所管になるわけでございますが、行政府であります法務省といたしましては、それに積極的に介入することはできない立場でございます。ただ、法律論としていろいろお尋ねがございしますので、私は私なりのお答えを申し上げます。ただ、法務省にはございません。

○松永忠二君 まあ所管が違つて全然さういふ点御答弁がでないというところになれば、これはやむを得ないことですが、行政府に対して行政訴訟というものが、広く一般の人が行政府に対して行政訴訟ができる。これはイギリスやアメリカなどでコモン法という法律だそうだけれども、法律規定というよりは、具体的な法律はないけれども、人民が、国民が行政府に対して行政訴訟をするということができる。そんな例として、たとえばアメリカに——これは新聞にも出ておりましたけれども、サンタバーバラに石油の油田の開発を許可をした。そうしたらこれを、そういうところへ油田の開発をする自分らにも被害があるというので、これを不当として市民が訴訟を起こした。西ドイツには、行政訴訟法四十条、四十一条、四十二条というものがあつた。行政府のなすべきことを怠つた場合に義務づけの訴訟をすることができるといふふうに規定されている。前に、実は前国会に参考人を呼んだ。そのときに参考人の方からさういふうな——高柳信一さんですか、英米では被害者、隣

人等がそういうふうな、裁判所に対して出訴権、そういうふうなことができる場合が多い。わが国の場合にはそれが全然できないというふうなことを言つて、外国の事例もあげていろいろ言つて参考人が意見を述べられた。いまこれは少し住宅よりも範圍は広くなるわけですが、公害などについて直接そのことに關係をするというよりは、そのために隣人が訴えを出して行くという、そういう道を開いていくということになる。これから考へていかなければならぬ、当然のことだ。特にいま日本の行政庁の権限というのは非常に強いわけですから、その行政庁のそういう問題についての訴訟ができるのか、あるいは行政庁の、さつき言つた不作為のような問題についても、被害を受けた隣人が即これを訴えて出ていくというところは、外国の事例等から見ても考へていかなければいけない問題ではないか、こういうふうなことをわれわれも聞いています。だからこういう点についても外国の事例等もお調べをいたしたい、そしてこの問題についての検討をしていただきたい。単にこうであります、ああでありますというだけでは、将来もう公害については、こういう問題は当然出てくるのが明らかだ。だから公害は広く被害を受けた人たちが、被害を受ける隣人が訴えを出してくるということは当然考へておかなければならない。そうでなければ公害というものを除去するということは十分でない。現にさつきから話の出ているように、その処分なりあるいは不作為の行為なりについて審査ができるということに道を開いて、この九十四条ですね、隣人も自由に活用できるように、被害を受けている隣人、申請の当事者が同時にできるように考へておきたい。そしてこの論議だけを一つから取り上げて、ひとつ適切な意見をまとめていただきたい。そしてこのことは大臣が最初に言われたように、なるたけわかりよく、すなおにそ

ういふ問題を規定していくことが非常に必要だと私は思う。そういう点を要望しておきます。そういう点でいま委員長が話にありましたように、ひとつ理事会のほうでも、理事会側として本日の意見等もひとつ聞き取りをいたしまして、理事者側のひとつ取りまとめをいたしたい。そしてまた広く外国の事例などについて、も勘案をしていただいて、いい結論を出していただきたい、こういうふうに思うわけですが。実は私はまだ確認申請の問題あるいは災害危険区域の問題、都市局長も来ていただいておりますが、そういう観点についてこれから質問をします。

○委員長(大和与一君) 速記とめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(大和与一君) 速記をつけて。  
○松永忠二君 基準法の第六条に確認の申請の問題が出ています。これについては特殊な建物についてはもちろん確認申請を経なければならぬ、それから都市計画区域に入っているところについてはもちろん確認の申請をしなければならぬ。そういうものでもないものについては、結局都道府県知事が関係する町村の意見を聞いて、その区域の全部もしくは一部について、指定区域内における建築物について確認申請をさせるようになつていくわけだ。こういうふうな区域と云うのは、全国ではどんなふうな状況になつておるのか、これをちょっとお聞かせをいただきたいと思う。

○政府委員(大津留温君) この第六条の第一項の四号に規定する区域でございますが、実は都市計画区域が御承知のように非常に広く指定されておりますので、都市計画区域であつて特にこういう確認の手続をとらせるといふ必要のある区域と云うのは、現実にはあまりございません。ごくわずかな例があるだけだと思います。  
○松永忠二君 わずかな例があるだけじゃないですよ。現実には私のところあたりでもありますよ、たくさん、法の六条の一の四の区域というものが、これは要するに確認申請を必要とする都市計画区域でなくて、都市化が進んでいるということについて、その確認の申請をさせるといふことを必要と考へて、地域でそういう区域を都道府県知事が関係する町村の意見を聞いてきめていくわけですね。これについては私は検討する必要があるのではないかと。従来と違つて都市化が非常に進んできている現段階においては、いわゆるそういうふうな確認申請をすることによつて

画区域でなくて、都市化が進んでいるということについて、その確認の申請をさせるといふことを必要と考へて、地域でそういう区域を都道府県知事が関係する町村の意見を聞いてきめていくわけですね。これについては私は検討する必要があるのではないかと。従来と違つて都市化が非常に進んできている現段階においては、いわゆるそういうふうな確認申請をすることによつて

〔委員長退席、理事松本英一君着席〕  
単体規定という規制をする。そして危険でないようなものを確認する。あぶないものは建たない。ように法律では規制をしているわけだけれども、それは確認が伴わないわけだから、都市化が進んでいる現状からいふならば、もう少しこの地域を検討して、都市化が進んでいるところについては、手ぬかりなくそういうことをやっていく必要があるというふうには私は考へるわけです。それからまた、現に都市計画を実施しているところの区域の市と、それから他の都市計画を実施しているところと、全く一致してつくつていっているところばかりじゃないわけだ。その間に空白のところがある、そこはもうすでに都市化が相当進んでいるというふうな地域が実はあるわけだ。都市計画区域と区域の間にそういうのが出てくる。しかし、もうすでに都市化が進みつつある、しかし、これは確認申請をしないでもいい、これは都市計画ではないので。そういうようなところがある、それは、やはりこれについては検討をして、もう少し考へて、必要なところを追加するなりして、手抜かりなくやっていく必要があるんじゃないかと云うことが一つ。しかし、これはさつき少し話が出たように、単に規制ばかりするということも非常にぐあいが悪い。確認申請をみんなさせるといふことは、必要のないところにさせるといふこともぐあいが悪い。そうかといつて、都市化の進んでいるところは、むしろ都市計画というものを、区域を広げるなり、都市計画の区域を全域指定をするなり、一部指定を拡大してやっていくほうが、よりいいんじゃないか。都市計画区域に入れ

れたら、今度は集団的な規制が働いてくるので、道路に対してどうのこうのということも出てきて、計画的な都市計画が進んでいく。そこで、本来はやはりいま言つていふような特別な地域をこしらえて、その地域の確認申請を出させる地域をつくるというよりは、むしろ都市計画でも必要と云うところにかぶして、そして単体の規定の確認をさせると同時に、集団的な規制もさせるといふほうが、より当然なことだと考へるわけだ。こういう点について考へてみると、都市計画区域について少しも検討する必要があるんじゃないか。また、事実都市計画をやらなければならぬのに、都市計画区域を全然やらないところが出てきていくわけだ。都市計画区域に入つて規制を受けるという点とか、いろいろな点から。しかし、もうすでにこの地域は、当然都市計画の区域の中に入れないといけない地域であるのに、それがいまの法律では強制できないから、自然そうやらない。そうやらないからしようがない、いま話に出てくる六条一項の四でいさざるを得ない。しかしそれは単体規定だけ働くことにもなるので、むしろそういう面から考へてみると、都市計画区域をこの際ひとつ検討して適切に広げる、あるいは全域指定にするとかいふ、そういうことが必要ではないか。こういう点について都市計画局長の考へ方とそれから住宅局長の考へ方をお聞きしたい。

○政府委員(竹内藤男君) 先生おっしゃるとおり、現在都市計画区域になつてないところでもかなりその動向から見まして都市計画区域に入れなければいけないような地区がございます。都市計画法の規定によりますと、知事が地方審議会の意見を聞き大臣の認可を得て決定するようになつておりますが、私もその必要があるところについては、極力都市計画区域に入れるように指導していきたい、こういうふうに考へております。  
○政府委員(大津留温君) 基本的には先生おっしゃる通りに、都市計画区域に入れるのが最もいいと思ひますが、それが行なわれるまでの間この

ういふ問題を規定していくことが非常に必要だと私は思う。そういう点を要望しておきます。そういう点でいま委員長が話にありましたように、ひとつ理事会のほうでも、理事会側として本日の意見等もひとつ聞き取りをいたしまして、理事者側のひとつ取りまとめをいたしたい。そしてまた広く外国の事例などについて、も勘案をしていただいて、いい結論を出していただきたい、こういうふうに思うわけですが。実は私はまだ確認申請の問題あるいは災害危険区域の問題、都市局長も来ていただいておりますが、そういう観点についてこれから質問をします。

〔委員長退席、理事松本英一君着席〕  
単体規定という規制をする。そして危険でないようなものを確認する。あぶないものは建たない。ように法律では規制をしているわけだけれども、それは確認が伴わないわけだから、都市化が進んでいる現状からいふならば、もう少しこの地域を検討して、都市化が進んでいるところについては、手ぬかりなくそういうことをやっていく必要があるというふうには私は考へるわけです。それからまた、現に都市計画を実施しているところの区域の市と、それから他の都市計画を実施しているところと、全く一致してつくつていっているところばかりじゃないわけだ。その間に空白のところがある、そこはもうすでに都市化が相当進んでいるというふうな地域が実はあるわけだ。都市計画区域と区域の間にそういうのが出てくる。しかし、もうすでに都市化が進みつつある、しかし、これは確認申請をしないでもいい、これは都市計画ではないので。そういうようなところがある、それは、やはりこれについては検討をして、もう少し考へて、必要なところを追加するなりして、手抜かりなくやっていく必要があるんじゃないかと云うことが一つ。しかし、これはさつき少し話が出たように、単に規制ばかりするということも非常にぐあいが悪い。確認申請をみんなさせるといふことは、必要のないところにさせるといふこともぐあいが悪い。そうかといつて、都市化の進んでいるところは、むしろ都市計画というものを、区域を広げるなり、都市計画の区域を全域指定をするなり、一部指定を拡大してやっていくほうが、よりいいんじゃないか。都市計画区域に入れ

れたら、今度は集団的な規制が働いてくるので、道路に対してどうのこうのということも出てきて、計画的な都市計画が進んでいく。そこで、本来はやはりいま言つていふような特別な地域をこしらえて、その地域の確認申請を出させる地域をつくるというよりは、むしろ都市計画でも必要と云うところにかぶして、そして単体の規定の確認をさせると同時に、集団的な規制もさせるといふほうが、より当然なことだと考へるわけだ。こういう点について考へてみると、都市計画区域について少しも検討する必要があるんじゃないか。また、事実都市計画をやらなければならぬのに、都市計画区域を全然やらないところが出てきていくわけだ。都市計画区域に入つて規制を受けるという点とか、いろいろな点から。しかし、もうすでにこの地域は、当然都市計画の区域の中に入れないといけない地域であるのに、それがいまの法律では強制できないから、自然そうやらない。そうやらないからしようがない、いま話に出てくる六条一項の四でいさざるを得ない。しかしそれは単体規定だけ働くことにもなるので、むしろそういう面から考へてみると、都市計画区域をこの際ひとつ検討して適切に広げる、あるいは全域指定にするとかいふ、そういうことが必要ではないか。こういう点について都市計画局長の考へ方とそれから住宅局長の考へ方をお聞きしたい。

○政府委員(竹内藤男君) 先生おっしゃるとおり、現在都市計画区域になつてないところでもかなりその動向から見まして都市計画区域に入れなければいけないような地区がございます。都市計画法の規定によりますと、知事が地方審議会の意見を聞き大臣の認可を得て決定するようになつておりますが、私もその必要があるところについては、極力都市計画区域に入れるように指導していきたい、こういうふうに考へております。  
○政府委員(大津留温君) 基本的には先生おっしゃる通りに、都市計画区域に入れるのが最もいいと思ひますが、それが行なわれるまでの間この

四号を活用いたしまして、その区域を指定しまして建築確認を行なうということもよろしいかと思ひますが、御承知のようにこの四号でそういう扱いをいたしますのは非常に小さな、小規模の建築、まあいわば住宅でございまして、いわゆる学校、病院というようなものは、そういう地域にありましてこれは建築確認を受けるということでございますので、その市町村と県がよく協議いたしまして、その将来の動向をにらんでそういう地域を指定することがよからうかと思ひます。

○松永忠二君 まあそういう点について少しやはり具体的な検討をしていくことを望みます。

それから特にまたこの同じ都市計画区域の中でも用途地域の指定をしてないところが出てきています。

〔理事松本英一君退席、委員長着席〕

まあ十以上の都市については市街化区域についてはその用途地域を指定されているので、それはできるわけですが、そうでないところについてまた用途地域を当然もつていかなくれば、建築基準法の改正をしてもそれを適用するということが一部できない地域になるわけですから、これについてもやはり私は検討をする必要がある。それから単にこれは自由な地域でなくて、やはり国全体として計画的な都市化をはかろうとするならば、やはりいつまでも減ってくることに都市計画区域をつくる都市計画区域は全部であるが一部であろうがそのままで、あるいはまた地方の言うままに確認申請の地域をただ特別にきめるというのじゃなしに、積極的な施策というものが必要だということを私は申し上げたいと思ひます。

そこでもう一つは今度その市街化調整区域になったところで、二十ヘクタール以上のところについては、つまり開発許可を求めて開発ができるわけですが、いまその三十三ヘクタールくらいで約一千戸です。だから、一千戸というとう一つ一つの相当な集落——学校なども一つつくらなければなら

ない。二十ヘクタール以上ということになると、相当やはり大きな一つの集落になるわけで、こういうところは、単に調整区域だから単体規定だけでは働かぬわけけれども、この確認は必要だけれども、結局この地域については集団的な規制を十分働かして、まあ用途地域なども明確にしながら、こういうところについては、やはり大きな開発事業をやるところについては、計画的な都市づくりができて、基準法の適用も十分適用できるようにしていかなくばならないと思うが、こういうことについて都市局長のほうではどういうふうに考えておられるのか、あるいはまた住宅局長のほうではどういうふうなことを考えているのか。調整区域の中における開発事業としてできる集落について、どういうふうな考え方を基準法としても進めていきたいと考えているのか、これをひとつ聞かしていただきたい。

○政府委員〔竹内藤男君〕 第一点の、市街化区域、調整区域の指定をしないようなところについても、まだ用途地域をきめてないところが多いので、それを早くきめるべきじゃないかというのには、おっしゃるとおりでございます。都市計画は、総合的な都市計画というたてまえでございまして、単に都市施設だけを計画区域として、用途地域は何も指定しないというのでは困りますので、昨年の九月に局長通達によりまして、特に市街地として計画すべき区域については、市街化区域、調整区域の設定をしないところについても用途地域を必ず定めるという通達を出しまして、指導いたしておりますが、現在県の当局においても線引きの作業その他事務が殺到いたしておりますので、若干おくれしております。先生おっしゃるように、私もどなたもいたしましては必ず都市計画区域の中で用途地域をきめていくということを指導しているわけでございます。

それから第二点の調整区域でございますが、これは都市計画法の問題でございますが、都市計画法の四十一條におきまして市街化調整区域における開発行為の許可をいたします際に、知事はその

許可をいたします区域内の土地につきまして建設率、高さ、壁面の位置その他建築物の敷地、構造、設備に関する制限を定めることができるというのがございまして、個々の開発行為の許可ごとに宅地の開発の段階におきまして、建築物に対する制限をまずきめるわけですが、そして第四十二條におきまして開発許可を受けた開発区域内におきましては建築物は、確認が必要でございまして、許可制になるわけでございます。市街化調整区域では都市計画法によりまして許可制になりますので、開発許可を受けた開発区域内におきましては、あらかじめ定められた予定建築物以外の建築物を新築あるいは改築してはいけないということになるわけでございます。そういうことによりまして、基準法の一般的な確認の制度と別個に調整区域にはそういう制度を設けて、より具体的に都市計画の考え方に沿ったような規制をしていくというたてまえになっておるわけでございます。

○松永忠二君 私が聞きましておるは、調整区域で開発許可を求めて二十ヘクタール以上やったところについては市街化区域にする。要するに建築の規制と同じ規制が行なわれるかどうかということを開いておるわけなんですか。それで行なうべきだと私は言っているわけなんです。いま言ったようなものであるということを知っているけれども、それは即市街化区域内における基準法の動きとは差があるのではないか。それを同様にすべきではないかというのを私は言っているもので、その点はむしろ住宅局長のほうにお聞きしたい。

○政府委員〔竹内藤男君〕 ちょっとその前に……市街化区域におきまして建築の規制よりは、よりきびしい規制ができるというたてまえになっておりまして、したがって、用途につきましても容積につきましても、それぞれ個々につきましても具体的にきめていく、そういう形になっておるわけでございます。

○松永忠二君 わかりました。そういうことなら

ば、まさに質問はそういうことを望んでお聞きをいたしました。

さらにもう一点、第三十九條に災害危険区域と云うのが設けられて規定されているわけですが。これは「地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。」災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。こういうことであるわけですが、われわれが災害を受けたときに出かけてみると、こういうところへうちを建てれば災害が起るのとはあたりまえじゃないか、どういうわけか。そういうところを建てさせなければいけないのか。そういうところこそ災害の危険区域に指定をして、建築の条例によつてその建築の禁止あるいは建築に関するいろいろな規制、制限をしたかどうか、こういうふうなことを考えているわけですが、災害危険区域の指定というのは現実にはできていないんですか、どんなところができていないんですか。

○政府委員〔大津留温君〕 現実には指定している例は名古屋市の一部、それから大阪市、堺市の一部、札幌市の一部、長野県飯田市の一部及び北海道の厚岸郡浜中村の一部、以上の五つの指定でございます。

○松永忠二君 これだけ条文があるのに、全国にたった五つしかそういうところが指定してない。率直に私たちの静岡あたりでも一つもない。これは私はやはり少し行政の奮起を望まなければいかぬところだと思ひますがね。なぜこんなふうになつておるんですか。やはりそれにはそれなりの理由があるかと思ひますが、もしその理由があるとするならば、それを排除をする措置をしていかなくば、現実には実地僻地のほうにまいりますと、川の中に住宅を建ててしまふ。しかも、河川の河川敷も明確でない。川の流れているところにはうちができてしまつて、それがえらい被害をよんで、いわゆるその後の措置に非常に金がかかる、手がかかる。そういうところは各県にだつて

それぞれあると思うんですがね。それが法律ができてからたつた全国に五カ所しかないというのは、やっぱり理由がある。それはまた理由があるなら、その理由を排除していく努力をやつていかなければ、たいへん大切なそういうものを規定していても、これが実行できない。この点について一体どこに原因があつて、どうすればいいというふうにお考えになつていますか。この規定自身は少し無理なんだからやむを得ないというふうな考へておられるのか。その後の措置をどうしようとするのか。まとめて大津留局長のほうから話を聞かせてください。

○政府委員(大津留温君) この制度を活用して、その後頻発いたします特にがけくずれとか地すべりというような危険のある地域をこれで指定して、そういう危険を防止しようということで、昨年成立いたしました急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、これによりましてそういうがけくずれ、地すべり等の危険がある地域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することになつております。この崩壊危険区域を指定いたしますと、それをそのまま基準法による災害危険区域ということに引き受けまして、そうしてその地域地域に應じた危険の度合いに応じた建築の禁止なり、あるいは制限なり、あるいは工法の指定ということをするにしております。現在全国的に調査を進めまして、急傾斜地崩壊危険区域というのの指定をいま進めておる段階でございますので、その調査の結果に基づきまして逐次指定していく、こういう考えでおります。

○松永忠二君 その急傾斜地は前国会で改正したばかりですね、それはほとんど実施をしていこうとしていたわけだから、それからまた調べてみると、宅地造成等規制法の中に宅地造成工事規制区域の指定というのがあるわけでして、これはなかなかよくやつていける。ところが、こつちのほうはなかなか動かないわけですね。それは、それじゃそこが災害危険の区域だからよそへいきなさいといつてみたところで、別によそへいくからそれに

助成の措置をするわけでもないし、それじゃ、それを危険区域でなくするための措置がすぐ実施をされるわけでもない。要するに助成措置というのを伴っていないから、災害区域に指定されりや、かえって地価が下がつてしまつて困つちまう。そんな地域に指定したつて、それじゃ他の安全な場所をあつせんしてくるのかという問題がここへ起つてきて、確かに災害危険区域として指定はしたいけれども、指定ができないというのが実情だと私たちは判断しているわけなんです。そうなるつてくると、いま言つており、宅地造成工事の規制とか、あるいは急傾斜の問題とかというやうなことが進めばそれでいいというわけじゃないんであつて、それと関連をして、災害危険区域というものをこの際明確に各地でつくつておく、指定をしていくように推進をしていくと、こういうことをやつていかなきゃいかぬように思う。

大臣にお聞きをするわけですがね、こういうふうな大切な条文があつて、しかも、それが全国わずか五カ所しかできないということについては、何かやつた法律的な抜かした措置があるに違いないし、また、これを実行するに對する行政当局の熱意の問題というものも出てくると思うんです。だから、そういうことについては、やはり今後ひとつこれを、基準法がさる法でないために、いろいろ規制をしていくという現段階において、積極的なひとつこれを推進をしていくように、さつき申しました都市計画区域のいわゆる再検討、あるいはまた、六条一項四号の区域内規制のやうな問題について、非常に激しく変わつていける地域の現象から考へてみて、この際、意欲的にひとつ積極的に推進をしていくように要望したいと思うのです。この点に對して、大臣のお考え方をお聞きをして、私はきよの質問を終わります。

○国務大臣(根本龍太郎君) いま、御指摘になりましたように、従来は、単に建築規制だけをしておきまして、何らかの助成あるいは改善のための立法的な、あるいは行政上の配慮が足らなかつた

ということば、私もそう思います。今回、先般でございました急傾斜法の制定にあたりまして、そういうところから移転する者については融資の道だけはいま考へております。本来ならば、こういうことは主として地方自治体に相当これはやつてもらわなきゃならぬと、何らかの助成措置を講じなければならぬという気も私はいたします。しかし、これには相当のそのために必要な財源も考へてやらなきゃならぬと、十分関係方面とも連絡の上、これに對処する検討を進めてまいりたいと思つております。

○委員長(大和与一君) 本案に對する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

午後四時五十四分散会

四月三日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願(第二四八号)(第二四九号)(第二五〇号)(第二五一号)(第二五二号)(第二五三号)(第二五四号)(第二五五号)(第二五六号)(第二五七号)(第二五八号)(第二五九号)(第二六〇号)(第二六一号)(第二六二号)(第二六三号)(第二六四号)(第二六五号)(第二六六号)(第二六七号)(第二六八号)(第二六九号)(第二七〇号)(第二七一号)(第二七二号)(第二七三号)(第二七四号)(第二七五号)(第二七六号)(第二七七号)(第二七八号)(第二七九号)(第二八〇号)(第二八一号)(第二八二号)(第二八三号)(第二八四号)(第二八五号)(第二八六号)(第二八七号)(第二八八号)(第二八九号)(第二九〇号)(第二九一号)(第二九二号)(第二九三号)(第二九四号)(第二九五号)(第二九六号)(第二九七号)(第二九八号)(第二九九号)(第三〇〇号)(第三〇一号)(第三〇二号)(第三〇三号)(第三〇四号)(第三〇五号)(第三〇六号)(第三〇七号)(第三〇八号)(第三〇九号)(第三一〇号)(第三一一号)(第三一二号)(第三一三号)(第三一四号)(第三一五号)(第三一六号)(第三一七号)(第三一八号)(第三一九号)(第三二〇号)(第三二一号)(第三二二号)(第三二三号)(第三二四号)(第三二五号)(第三二六号)(第三二七号)(第三二八号)(第三二九号)(第三三〇号)(第三三一号)(第三三二号)(第三三三号)(第三三四号)(第三三五号)(第三三六号)(第三三七号)(第三三八号)(第三三九号)(第三四〇号)(第三四一号)(第三四二号)(第三四三号)(第三四四号)(第三四五号)(第三四六号)(第三四七号)(第三四八号)(第三四九号)(第三五〇号)(第三五一号)(第三五二号)(第三五三号)(第三五四号)(第三五五号)(第三五六号)(第三五七号)(第三五八号)(第三五九号)(第三六〇号)(第三六一号)(第三六二号)(第三六三号)(第三六四号)(第三六五号)(第三六六号)(第三六七号)(第三六八号)(第三六九号)(第三七〇号)(第三七一号)(第三七二号)(第三七三号)(第三七四号)(第三七五号)(第三七六号)(第三七七号)(第三七八号)(第三七九号)(第三八〇号)(第三八一号)(第三八二号)(第三八三号)(第三八四号)(第三八五号)(第三八六号)(第三八七号)

一、建築主側の日照、通風害防止義務確立等に関する請願(第二九三三号)

一、建設業法・建築基準法の改正案反對等に関する請願(第一三三四号)(第一三三九号)(第一三五九号)(第一三七七号)(第一四〇五号)

第二二四八号 昭和四十五年三月二十日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願  
請願者 山梨県甲府市上石田町三八七 植松辰男外千四百七十七名  
紹介議員 吉江 勝保君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第二二四九号 昭和四十五年三月二十日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願  
請願者 愛媛県北条市柳原 秋山義高外千三百二十七名  
紹介議員 堀本 宜実君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第二二五〇号 昭和四十五年三月二十日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願  
請願者 熊本市中央街八ノ七 上田堅太外二百七十五名  
紹介議員 沢田 一精君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第二二五一号 昭和四十五年三月二十日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願  
請願者 熊本市春日四ノ一四ノ一五 佐藤寿子外二千二百七十五名  
紹介議員 高田 浩運君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第二二五二号 昭和四十五年三月二十日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願  
請願者 東京都練馬区桜台二ノ四六 柳田

平外八百四十五名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一二五三号 昭和四十五年三月二十日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 青森市古川三ノ一五ノ一八 三上 祐正外二千六百六名

紹介議員 津島 文治君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一二五四号 昭和四十五年三月二十日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 徳島市吉野本町七丁目 米田 潔外 七百七十五名

紹介議員 三木 與郎吉君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一二五五号 昭和四十五年三月二十日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 東京都杉並区荻窪三ノ一一三 徳 永政雄外八百二十四名

紹介議員 木村 禧八郎君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一二五六号 昭和四十五年三月二十日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 広島市観音新町二ノ二五 河野 砂雄外八百八十二名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一二六五号 昭和四十五年三月二十日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 静岡市新通一ノ一〇ノ六 栗田 昌 平外千八百十五名

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一二六六号 昭和四十五年三月二十日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 埼玉県上尾市柏座一ノ二ノ一七 関根 誠一郎外二千六百三十五名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一二六七号 昭和四十五年三月二十日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 福島県白河市中町三 佐藤 政外七 百名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一二七四号 昭和四十五年三月二十日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 愛知県刈谷市寺横町一ノ一五 藤 田良三外七百八十五名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一二七五号 昭和四十五年三月二十日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 和歌山市納定三五 岩本 福次郎外 千三百三十五名

紹介議員 前田 佳都男君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一二七六号 昭和四十五年三月二十日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡白根町有野一、二 九五 有野 長雄外千二百九十二名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一二七七号 昭和四十五年三月二十日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 兵庫県姫路市神屋町一ノ一一 三木 政一外千四百十名

紹介議員 萩原 幽香子君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一二七八号 昭和四十五年三月二十日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 和歌山市湊一、八四七 中島 幸男 外千二百三十名

紹介議員 和田 鶴一君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一二八五号 昭和四十五年三月二十日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 大分県別府市光町一五ノ二三 瀬 戸屋通雄外二千三百三十名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一二八六号 昭和四十五年三月二十三日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 新潟県燕市本町一丁目 中川 一郎 外千三百四名

紹介議員 松井 誠君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一二九五号 昭和四十五年三月二十三日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 茨城県水戸市赤塚町二ノ二 忠留 吉外千四十名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一二九六号 昭和四十五年三月二十三日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 岡山市南中央町二ノ九 梅木 正 登外二千九百十名

紹介議員 木村 睦男君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一二九七号 昭和四十五年三月二十三日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 大分市王子中町五ノ五〇 伊藤 五月外二千二百九十名

紹介議員 村上 春藏君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一二九八号 昭和四十五年三月二十三日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 埼玉県春日部市元新宿一、六五五 新井 敏夫外二千六百七十五 名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一二九九号 昭和四十五年三月二十三日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 山梨県南巨摩郡増穂町長沢一、〇 一四 折居 一雄外千三百三十三名

紹介議員 廣瀬 久忠君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一三〇〇号 昭和四十五年三月二十三日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 兵庫県姫路市福中町四三 寺尾義正  
正外千九十二名  
紹介議員 青田源三郎君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一三〇一号 昭和四十五年三月二十三日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 鹿児島県大島郡知名町三六五 泉敏夫  
外千三百八名  
紹介議員 川上 為治君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一三〇五号 昭和四十五年三月二十三日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 茨城県水戸市大工町一ノ五ノ一七 白石一雄  
外千三十九名  
紹介議員 郡 祐一君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一三〇六号 昭和四十五年三月二十三日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 滋賀県草津市集町四六六 川端孝三  
外千六百六十四名  
紹介議員 奥村 悦造君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一三〇九号 昭和四十五年三月二十三日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 徳島市本町二丁目徳島県自転車道路促進協議会内 森下元晴  
外二百二十五名  
紹介議員 久次米健太郎君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一三一一号 昭和四十五年三月二十三日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 茨城県日立市千石町一ノ一五ノ二 高島信三  
外千六百七十三名  
紹介議員 長谷川 仁君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一三一二号 昭和四十五年三月二十四日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市川面宝楽一三 林由一  
外千九十六名  
紹介議員 中沢伊登子君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一三三三三号 昭和四十五年三月二十四日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 茨城県下館市本城町二七三 斎藤貞吉  
外千二百四十二名  
紹介議員 大森 創造君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一三三四号 昭和四十五年三月二十四日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 長野県諏訪早市宇都町一九七 野中末雄  
外千四百二十一名  
紹介議員 達田 龍彦君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一三三五号 昭和四十五年三月二十四日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 広島県呉市岩方通二ノ一二 船倉信男  
外九百十四名  
紹介議員 松本 賢一君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一三三六号 昭和四十五年三月二十四日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 茨城県土浦市大和町三、〇四六 川崎辰男  
外千五百十四名  
紹介議員 中村喜四郎君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一三三七号 昭和四十五年三月二十四日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 新潟県新発田市大手町一 佐藤勝己  
外千八百八十五名  
紹介議員 佐藤 隆君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一三三〇号 昭和四十五年三月二十四日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 滋賀県大津市松本二丁目 若林四郎  
外千五百八十九名  
紹介議員 西村 関一君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一三五八号 昭和四十五年三月二十五日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 福岡県大川市大宇本木室八八九 津田永良  
外六百九十名  
紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一三六九号 昭和四十五年三月二十五日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 福岡市清川二ノ九ノ五 高橋武徳  
外五百八十八名  
紹介議員 柳木 享弘君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一三七〇号 昭和四十五年三月二十五日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 福岡県直方市新知町二 上田為助  
外六百七十五名  
紹介議員 柳田桃太郎君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一三八五号 昭和四十五年三月二十六日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 福岡市綱場町八ノ二二 平野寛一  
外七百五十五名  
紹介議員 米田 正文君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一四〇〇号 昭和四十五年三月二十六日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 熊本市東水前寺町三三 原田正士  
外二千七百七十五名  
紹介議員 森中 守義君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一二五七号 昭和四十五年三月二十日受理  
建設業法改正法案の今国会成立に関する請願

請願者 群馬県前橋市大手町二ノ七ノ一二 群馬建設業協会内 佐田一郎  
外二名

百五十五名

紹介議員 近藤英一郎君

建設業法改正法案を今国会で成立させ、左記事項の実現を図られたい。

一、現行登録制度を改正して許可制をしくことにより、建設業者の資質の向上と良質な建設業者の育成を図ること。

二、発注契約関係の適正化を図り、その片務性を是正すること。

三、特定元請に対して下請保護に関する一定の義務を課することにより、下請を保護しその健全化を図ること。

第一二九四号 昭和四十五年三月二十三日受理

建設業法改正法案の今国会成立に関する請願

請願者 香川県高松市磨屋町六ノ四社団法人香川県建設業協会会長 辻村猛

男外二百三十名

紹介議員 平井 太郎君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第一三一五号 昭和四十五年三月二十四日受理

建設業法改正法案の今国会成立に関する請願

請願者 宮崎市橋通東二ノ九ノ一九社団法人宮崎県建設業協会会長 境大和

外五百三十七名

紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第一三一六号 昭和四十五年三月二十四日受理

建設業法改正法案の今国会成立に関する請願

請願者 岐阜市上太田町一一五社団法人岐阜県建設業協会会長 土屋伊作

外五百五十五名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第一三三八号 昭和四十五年三月二十四日受理

建設業法改正法案の今国会成立に関する請願

請願者 大阪市東区京橋三ノ七〇大阪建設業協会内 鴻池藤一外百七十八名

紹介議員 赤間 文三君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第一三三九号 昭和四十五年三月二十四日受理

建設業法改正法案の今国会成立に関する請願

請願者 秋田市中通一ノ一ノ三二社団法人秋田県建設業協会会長 北林庄作

外二百九十八名

紹介議員 山崎 五郎君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第一三六七号 昭和四十五年三月二十五日受理

建設業法改正法案の今国会成立に関する請願

請願者 福井市大手二ノ九ノ四社団法人福井県建設業連合会会長 熊谷太三

外四百四十名

紹介議員 山内 一郎君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第一三六八号 昭和四十五年三月二十五日受理

建設業法改正法案の今国会成立に関する請願

請願者 岡山市平和町五ノ一〇社団法人岡山県建設業協会会長 蜂谷初四郎

外五百三十七名

紹介議員 小枝 一雄君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第一三八四号 昭和四十五年三月二十六日受理

建設業法改正法案の今国会成立に関する請願

請願者 福岡市住吉二ノ一ノ二一住吉ビル(三階)九州建設専門工事業団体連合会内 辰元喜蔵外三百五十五名

紹介議員 米田 正文君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第一三八六号 昭和四十五年三月二十六日受理

建設業法改正法案の今国会成立に関する請願

請願者 高知市中島町三二社団法人高知県建設業協会会長 有安義喜外二百三十四名

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第一三八七号 昭和四十五年三月二十六日受理

建設業法改正法案の今国会成立に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市本町九ノ一社団法人栃木県建設業協会会長 佐藤昌次外三百八名

紹介議員 船田 謙君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第一二九三号 昭和四十五年三月二十三日受理

建築主側の日照、通風風害防止義務確立等に関する請願

請願者 東京都港区六本木五ノ一ノ二二ノ三〇四天下の住民会内 安信啓

紹介議員 安井 謙君

都市住宅地域の高層化による日照通風風害対策として、左記事項の実現を図られたい。

一、建築主側は、受忍限度をこえる日照通風風害に關して、無償でばく大な恒久的損害を与えることができない無制限加害特権を期するものでなく、その損害に關する防止義務を負うものであることを確認するとともに、本義務確立について法的措置を講ずること。

二、右損害防止義務に關連して、当事者間で事前協議の場を設け、直接被害住民に対して納得の行く事前補償費請求のみをひらくとともに、現行建築基準法は、敷地面積に應ずる容積制限を高さ制限に切り替え、建築主側に対して、その高さに応じた空地を、日照通風風害発生側に設けることを義務づけること。

三、現行建築基準法に見られるような表面福祉増進、実質不健康化促進の条項は、住民の生活面保護、建築主側へしわよせとするよう改正する

こと。

理由

都市高層化に伴い、日照通風風害はいたるところに発生している。建築主側(地主、不動産業者、マンション業者、建築業者等)は、当該土地に建物を建てることのできる権利の裏側に、当該建物による直接被害者に対して、損害防止義務を有しているものであるが、当会としては、建築主側によつてこの損害防止義務が無視されようとしている事実を、主権在民の民主主義憲法下における一大汚点として認めざるを得ない。(別紙「都市住宅地域の高層化による日照通風風害に関するアンケート集計結果」添付)

第一三二四号 昭和四十五年三月二十四日受理

建設業法・建築基準法の改正案反対等に関する請願

請願者 岩手県江刺市稲瀬字佐野一一三及川正元

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。

第一三三九号 昭和四十五年三月二十五日受理

建設業法・建築基準法の改正案反対等に関する請願

請願者 東京都文京区千駄木三ノ三六ノ六東京土建文京支部内 芳見源治

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。

第一三三九号 昭和四十五年三月二十五日受理

建設業法・建築基準法の改正案反対等に関する請願

請願者 東京都文京区千駄木三ノ三六ノ六東京土建文京支部内 芳見源治

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。

第一三三九号 昭和四十五年三月二十五日受理

建設業法・建築基準法の改正案反対等に関する請願

請願者 東京都文京区千駄木三ノ三六ノ六東京土建文京支部内 芳見源治

紹介議員 鈴木 一君

この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。

第一三三七号 昭和四十五年三月二十五日受理

建設業法・建築基準法の改正案反対等に関する請願

請願者 東京都文京区千駄木三ノ三六ノ六東京土建文京支部内 芳見源治

紹介議員 鈴木 一君

この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。

建設業法・建築基準法の改正案反対等に関する請願（七通）

請願者 横浜市緑区寺山町五一二 関悦朗  
外六名

紹介議員 大和 与一君  
この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。

第一四〇五号 昭和四十五年三月二十六日受理  
建設業法・建築基準法の改正案反対等に関する請願

請願者 東京都文京区千駄木三ノ四一ノ三 大谷秀夫  
紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。



昭和四十五年四月二十五日印刷

昭和四十五年四月二十七日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局